

いの町第3次振興計画 基本計画（前期）

第1章 自然と共生し、快適で安心してくらすまちづくり
（自然環境・生活基盤）

第2章 安心とやさしさのある健康と福祉のまちづくり
（健康・福祉）

第3章 多彩な産業と観光が展開され、活力あるまちづくり
（産業・観光）

第4章 人や文化を育む心豊かなまちづくり
（教育・文化）

第5章 住民と行政の連携・協働によるまちづくり
（連携・協働）

第6章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

【目次】

第1章 自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり（自然環境・生活基盤）	3
第1節 自然環境との共生	4
第1項 河川環境・自然生態系の保全	4
第2項 水土保持の森林づくり	7
第3項 脱炭素社会と循環型社会の構築	9
第2節 快適な生活基盤の整備	11
第1項 道路の整備	11
第2項 住環境の整備	14
第3項 上水道等の施設整備	17
第4項 下水道・農業集落排水等の施設整備	19
第5項 公共交通体系の整備	21
第6項 地域情報化の推進	23
第3節 安全な住民生活の確保	25
第1項 地震対策	25
第2項 浸水対策	29
第3項 山地災害・土砂災害対策	32
第4項 地域防災の推進	34
第5項 犯罪や事故のない安全対策	36
第6項 消費者行政の推進	38
第2章 安心とやさしさのある健康と福祉のまちづくり（健康・福祉）	40
第1節 健康づくりと医療サービスの充実	41
第1項 保健・予防対策の推進	41
第2項 地域医療の充実	44
第2節 出会い・結婚・子育て支援	48
第1項 出会いの場の創出・結婚支援	48
第2項 母子保健サービスの充実	50
第3項 子育て支援体制の充実	52
第3節 福祉の充実	54
第1項 高齢者福祉の充実	54
第2項 障がい者福祉の充実	59
第3項 地域福祉の充実	62
第3章 多彩な産業と観光が展開され、活力あるまちづくり（産業・観光）	65
第1節 農林畜水産業の振興	66
第1項 農業の振興	66
第2項 林業の振興	71

第3項 畜水産業の振興	75
第2節 商工業・観光業等の振興	77
第1項 商工業・サービス業の振興	77
第2項 伝統産業の振興	81
第3項 観光の振興	84
第4章 人や文化を育む心豊かなまちづくり（教育・文化）	88
第1節 学校教育・幼児教育・保育の充実	89
第1項 すべての子どもが輝く教育の推進	89
第2項 チーム学校の構築	95
第3項 子どもたちのよりよい育ちへの支援の充実	100
第4項 保育・教育環境の充実	103
第5項 厳しい環境にある子どもたちへの支援の充実	107
第2節 地域とともにある学校づくり	109
第1項 地域との連携・協働体制の構築	109
第2項 環境学習・環境教育の推進	111
第3節 学び続けられる生涯学習社会の実現	112
第1項 伝統文化、文化財の保存・伝承活動の充実	112
第2項 生涯学習の推進	114
第3項 社会教育・社会体育の推進	116
第5章 住民と行政の連携・協働によるまちづくり（連携・協働）	118
第1節 コミュニティの育成	119
第1項 地域コミュニティの再生	119
第2項 コミュニティ活動の場の充実	121
第2節 人権の尊重と男女共同参画社会の推進	123
第1項 人権尊重社会の形成	123
第2項 男女共同参画社会の形成	125
第3節 住民参画による行政運営	126
第1項 住民との協働	126
第2項 広域行政の推進	127
第3項 行財政運営の効率化・高度化	128
第6章 まち・ひと・しごと創生総合戦略	130
第1節 産業活性化と安定した雇用を創出する	133
第2節 新しい人の流れをつくる	135
第3節 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、 仕事と子育てが両立できる環境を整備する	136
第4節 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	137

第1章

自然と共生し、快適で安心して暮らせる まちづくり（自然環境・生活基盤）



1 自然環境との共生

1

河川環境・自然生態系の保全

関連する
SDGs



(1) 課題

- 本町には、仁淀川や吉野川といった清流等があり、河川環境の保全は住民生活と生態系にとって極めて重要です。河川の一部での白濁が課題となっており、更なる水質改善を目指す必要があります。
- 公共用水域の保全のためには、単独処理浄化槽・汲取りから合併処理浄化槽への転換を促し、普及させていくことが必要となります。
- 道路や山林・河川等へのごみの不法投棄が後を絶たない状況です。行政と町民、事業者等がそれぞれの役割や責任のもと、連携・協力した環境保全及び環境美化活動の推進を行う必要があります。
- 外来植物や外来生物の課題は、生態系への影響や健康被害など多岐にわたり、在来種保護のためには、外来種の早期発見・早期対応が必要となります。

(2) 施策の方針と体系

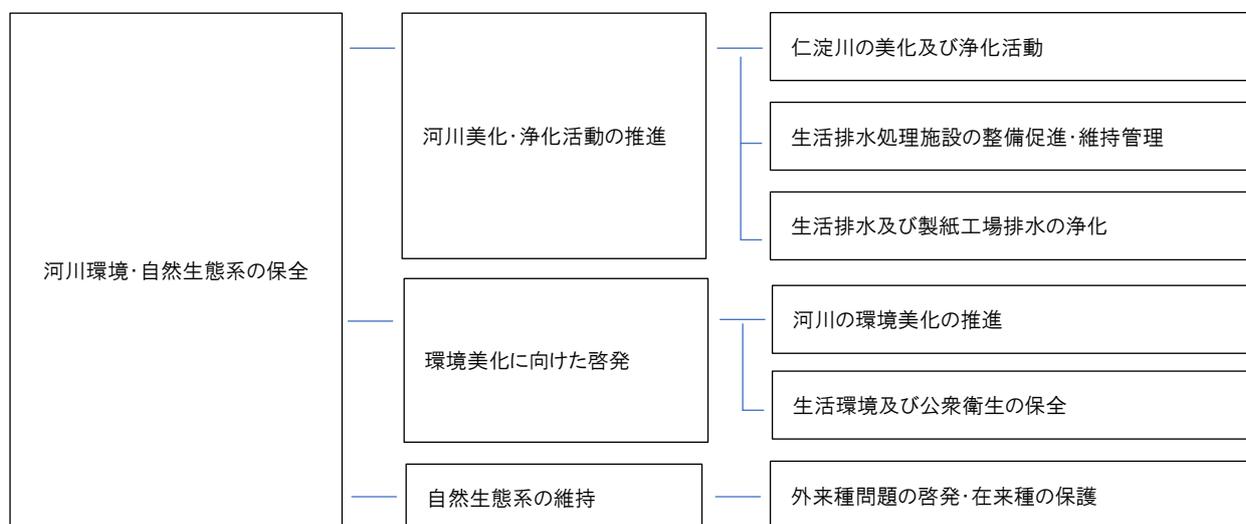
1) 方針

環境を保全するため、製紙工場排水処理施設及び生活排水処理施設の整備を促進し河川美化・浄化活動を推進します。また、行政と町民、事業者がそれぞれの役割や責任のもとに、連携・協力し環境美化を推進します。あわせて、植物や動物、昆虫等の自然生態系の保全を図るための環境づくりに努めます。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図1 施策の体系



(3) 主要施策

1) 河川美化・浄化活動の推進

清流仁淀川を保全するため、「仁淀川の清流保存に関する条例」に基づき、行政、町民、事業者が連携・協力のもと、美化及び浄化活動に取り組みます。生活排水処理施設の整備促進や浄化施設の適切な維持管理を推進し、生活排水や製紙工場排水の浄化を図ります。

【主な事業】

- ①製紙工場排水処理施設整備補助事業
- ②相生浄化施設維持管理事業
- ③浄化槽設置整備事業

2) 環境美化に向けた啓発

町民の協力による清掃活動や河川利用者のマナー向上のため、ごみの持ち帰りについての啓発を行い、河川的环境美化を推進します。また、ごみの分別の周知徹底、廃棄物の適正処理を行い、生活環境及び公衆衛生の保全を図ります。不法投棄については警察等の関係機関と連携強化を図り、防止策を講じます。

【主な事業】

- ①仁淀川環境保全啓発事業
- ②町内一斉清掃

3) 自然生態系の維持

外来種を早期に発見し駆除するため、継続的な啓発に努めます。また、在来種保護のため、生育環境に配慮した環境づくりを推進します。

【主な事業】

- ①外来種問題の啓発事業
- ②在来種の保護



2

水土保全の森林づくり

関連する
SDGs



(1) 課題

- 本町の森林は、1,800mを超える高標高地から平野部の里山地域まで分布しており、その多くが急峻な地形となっていることから古くから山地災害や水害といった自然災害に多く見舞われてきました。そのため、適切な森林整備により森林の有する公益的機能を高度に発揮させることが求められています。
- 特に本町の民有林は、人工林の占める割合が高く（人工林率は約67%）、その蓄積量は約1,150万m³と量的に充実していますが、山元立木価格の長期低迷等により、森林所有者の林業経営への関心が薄れていることなどにより、適切な利用・管理がされていない箇所も見受けられます。

(2) 施策の方針と体系

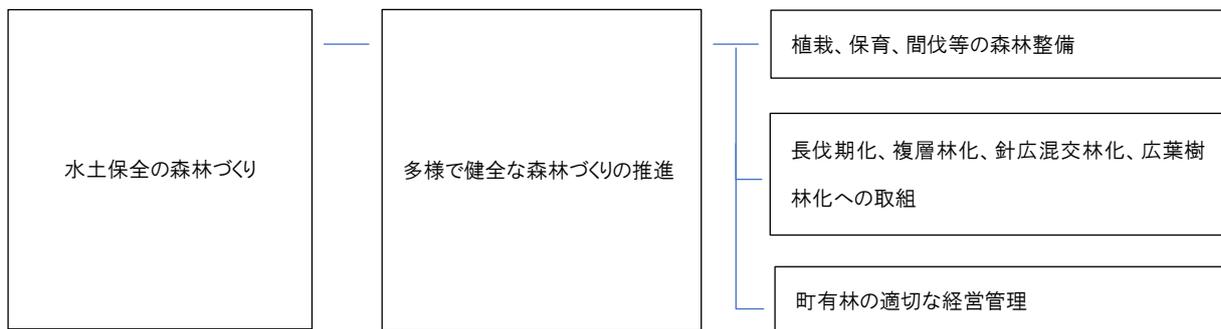
1) 方針

自然条件等に応じた適切な主伐・更新による均衡のとれた齢級構成に誘導する取組を推進するとともに、引き続き保育施業への支援に努めることで、多様で健全な森林への誘導を図ります。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図2 施策の体系



(3) 主要施策

1) 多様で健全な森林づくりの推進

本町の森林が有する様々な働きのうち、特に水源涵養機能、山地災害防止機能・土壌保全機能を発揮させるためには、樹冠や下草が発達し、樹木の根が深く広く発達した森林をつくっていく必要があります。このため、本町独自の補助制度による支援の充実を図り、植栽、保育、間伐等の森林整備の適切な実施はもとより、自然条件等に応じた長伐期化、複層林化、針広混交林化、広葉樹林化への取組による多様で健全な森林への誘導を図っていきます。

なお、町民の財産である町有林については、引き続き森林づくりに関わろうとする企業や試験研究機関との連携も深化させつつ、適切な経営管理に取り組みます。

【主な事業】

- ①「仁淀川」山の手入れで元気モリモリ事業
- ②「吉野川」水源の森整備事業
- ③森林整備緊急対策支援事業
- ④町有林整備事業



3

脱炭素社会と循環型社会の構築

関連する
SDGs



(1) 課題

- 地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、猛暑や集中豪雨、大型台風等が頻発、激甚化しています。本町にとっても、これらの気候変動問題は町民の生活に大きな影響を及ぼしています。そのため、本町は循環型社会を構築し、2050年のカーボンニュートラルを目指して、町民、事業者、行政が一丸となって再生可能エネルギーの地産地消や省エネルギーの活動に取り組んでいくことが求められています。
- 廃棄物を最小限に抑えるためには、町民や企業の協力が不可欠であり、リサイクルやリユースの意識を高めるための啓発活動が必要です。

(2) 施策の方針と体系

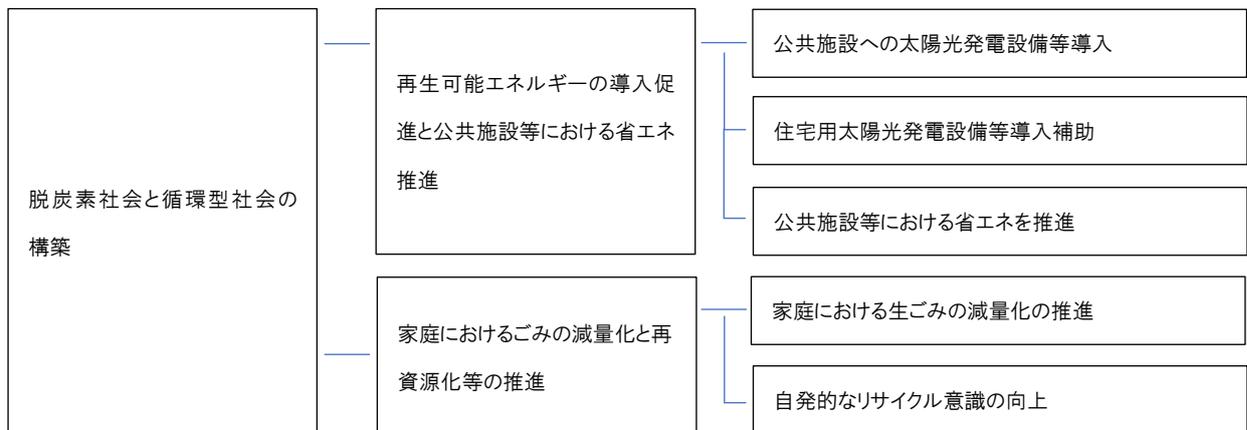
1) 方針

二酸化炭素の排出量削減を目的とし、環境に配慮した再生可能エネルギーの導入促進と公共施設等における省エネを推進するとともに、町民・企業と協力しリサイクルやリユースの意識を高め、家庭におけるごみの減量化と再資源化等の推進を図ります。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図3 施策の体系



(3) 主要施策

1) 再生可能エネルギー導入促進と公共施設等における省エネ推進

公共施設に太陽光発電設備等を設置するとともに、住宅用太陽光発電設備等の設置に対する補助制度を実施し、再生可能エネルギーの導入促進及びエネルギーの地産地消を推進し二酸化炭素排出量削減に寄与します。

事業の創出、地域の活性化を図るため、山間地域の地域特性である急峻な地形を活かした再生可能エネルギーの活用を推進します。

公共施設等における省エネの推進については、公共施設内におけるごみの減量、分別の徹底による再資源化、電気、水道等の使用量の削減を図ります。また、グリーン購入法を推進し環境に配慮した物品の調達を推進します。

【主な事業】

- ①公共施設への太陽光発電設備等導入事業
- ②住宅用太陽光発電設備等導入補助金事業

2) 家庭におけるごみの減量化と再資源化等の推進

生ごみ電動処理機購入への助成や生ごみ処理容器の無償貸与により、家庭における生ごみの減量化を推進します。また、町民や事業者の自発的なリサイクル意識の向上や、省エネルギー、省資源化等に関する取組について広報、支援を行います。

【主な事業】

- ①生ごみ電動処理機購入費補助事業
- ②生ごみ処理容器無償貸付事業

1

道路の整備

関連する
SDGs



(1) 課題

【幹線道路】

- 高知西バイパスは、西方面へのさらなる延伸が求められている他、暫定供用されている伊野インター付近の八代区間については、朝夕には渋滞が発生していることから、早期に4車線化が求められています。
- 国道194号は、急カーブ、急勾配や見通しの悪い非常に危険な箇所があり、山側崩落対策など、部分改良の早期整備が求められています。
- 県道については、県道高知伊予三島線檜ヶ峰トンネル新設計画の推進と、幅員狭小等の県道西津賀才日比原線、奥の谷日比原線、南国伊野線の改良、国道56号(高知市春野町)と国道33号を結ぶ県道高知南環状線は、歩道未整備区間における歩行者の安全対策として歩道整備の事業化、県道石鎚公園線は狭隘の上、曲線が連続しているため、衝突事故も多く発生しており、早期整備が求められています。

【町道などの生活道路】

- 生活道路は、産業生産基盤の一端を担うとともに、町民の生活に必要不可欠な道路であり、その機能強化が求められています。
- 市街地の町道については道路幅員が狭小であり、既存舗装の経年劣化、地盤沈下等に伴う排水施設の改修を要する箇所など、老朽化に伴う修繕が多数見受けられます。
- 中山間地域の町道においても道路幅員が狭小で車両の行き違いが困難な箇所、ガードレール等の安全施設の未整備区間があります。各路線における整備内容及び事業期間を明確にし、計画的な道路網の整備が必要です。

(2) 施策の方針と体系

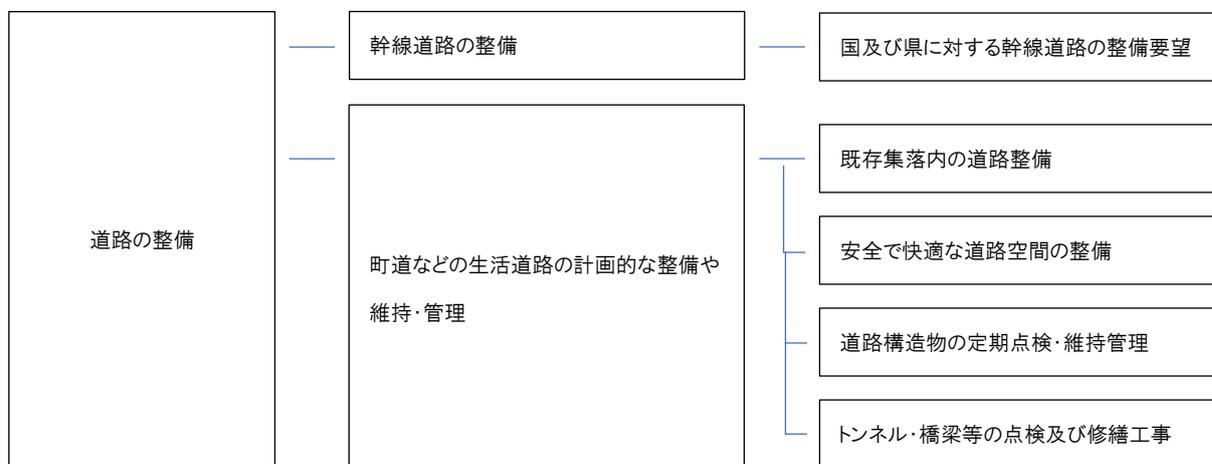
1) 方針

幹線道路及び町道などの生活道路の道路機能の整備推進を図るため、国及び県に対する幹線道路の整備要望と町道などの生活道路の計画的な整備や維持・管理を行います。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図4 施策の体系



(3) 主要施策

1) 幹線道路の整備

高知松山自動車道（いの～越知間）の延伸については、国・県・沿線自治体と協働し、早期事業化が図れるよう推進します。また、高知西バイパス伊野インター付近の八代区間については、渋滞緩和のため4車線化となるよう国へ要望します。

国道33号及び国道194号については、引き続き交通安全対策や山側崩落箇所等の危険箇所の整備を国及び県に要望します。

高知西バイパスのアクセス道路となる県道高知南環状線、県道土佐伊野線について一体的な改良が図られるよう県に要望していくとともに、県道石鎚公園線等、他の県道の整備促進についても併せて県に要望します。

【主な事業】

- ①国及び県に対する道路整備の要望

2) 町道などの生活道路の計画的な整備や維持・管理

既存集落内の道路整備を促進するとともに、町民の生活における利便性、安全性等の向上を図るため、生活道路・通学路・橋梁等の新設・改良、安全施設の整備等を計画的に進め、各公共施設等へのアクセス向上を図るとともに、安全で快適な人に優しい道路空間の整備を推進していきます。

道路構造物の近接目視による定期点検を実施することにより適切な維持管理に努め、第三者への被害を未然に防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ります。

トンネル・橋梁等の重要構造物の長寿命化を図るため、個別施設計画に基づいて、点検や修繕工事を計画的に行います。

【主な事業】

- ①社会資本整備総合交付金事業
- ②町単独事業
- ③交通安全対策補助事業
- ④地方創生道整備推進交付金事業
- ⑤道路メンテナンス事業



2

住環境の整備

関連する
SDGs



(1) 課題

- 少子高齢化・人口減少が進むにつれ、地域の活力が衰退しつつあります。そのため、町外からの移住及び定住の促進が必要であり、本町を移住先の選択肢として選んでもらうためには、きめ細かな相談体制と住まいの確保、様々な支援を行い、安心して移住・定住できる環境整備が求められています。
- 移住希望者に対し住居が不足しており、このことが移住定住促進の足枷となっています。一方で、人口減少に伴い空き家、空き地が増加傾向であり、放置された空き家・空き地は景観及び治安の悪化など様々な問題につながります。
- 町営住宅条例に基づく町営住宅は老朽化が進み、老朽化した住宅は公営住宅長寿命化計画に基づき、用途廃止後取壊しの方向です。用途廃止までは老朽化による修繕箇所が後を絶たない点に課題があります。
- 地籍調査は、中山間地域を中心に土地所有者の世代交代が進み、土地に精通している土地所有者が減少することで、境界に関する記憶や目印が失われている状況です。そのため、現地立会による土地の調査を実施しても土地の実態が明確にできず、土地の有効利用の妨げになっている事例があります。

(2) 施策の方針と体系

1) 方針

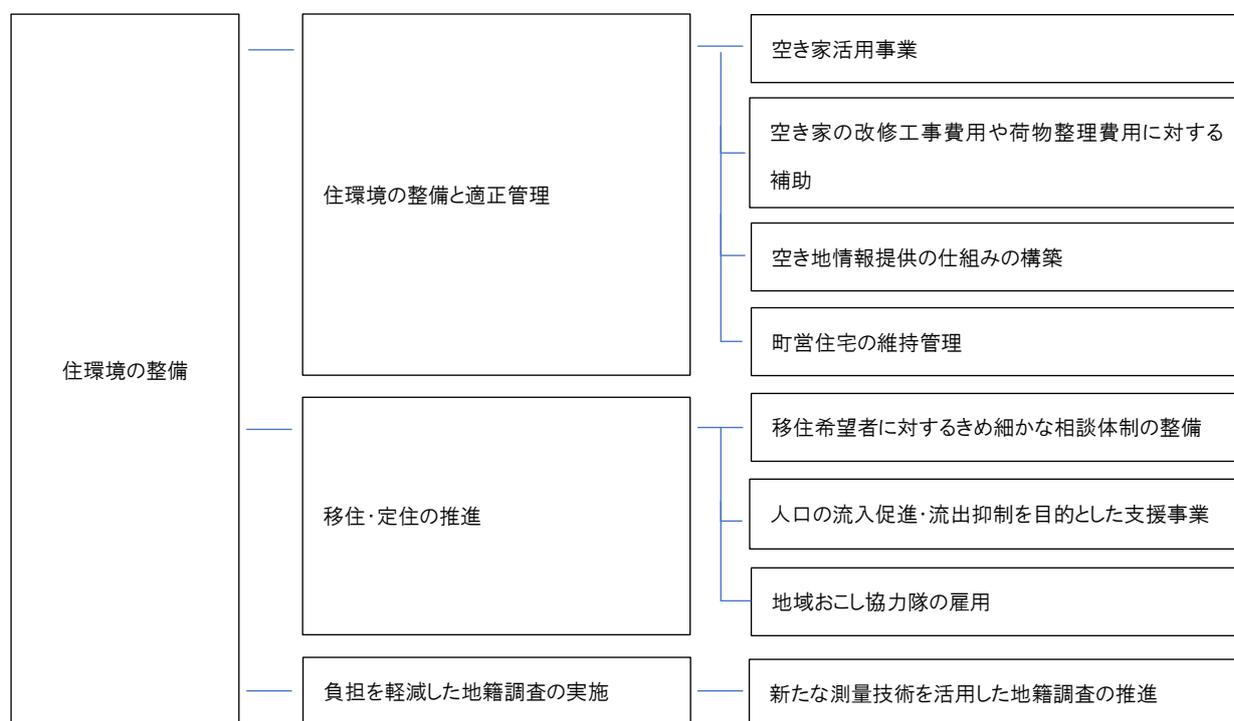
住環境整備のため、空き家を活用した住居の整備と町営住宅の適正管理を行うとともに、人口の流入促進と流出抑制を図るため、きめ細かな相談体制の整備と様々なニーズに応じた支援事業を実施します。また、町内で住宅を建築したいというニーズに対応するため、空き地情報提供の仕組みの構築を図ります。

地籍調査では、土地所有者による現地立会が困難になっている現状を踏まえ、現地立会の負担を軽減した調査手法の導入を図る必要があります。そのため、現地立会を必ずしも必要としない新たな測量技術を活用した地籍調査の推進を行います。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図5 施策の体系



(3) 主要施策

1) 住環境の整備と適正管理

本町は移住定住促進及び空き家数の減少を目的とした空き家活用事業を実施しています。この事業は、空き家情報を提供いただくことから始まるため、空き家所有者自身の空き家に対する問題認識及び利活用に対する意識を高める取組が必要です。このため、空き家対策啓発チラシの配布や広報に加え、今後は地域と連携した空き家調査及び空き家活用啓発活動をさらに強化します。

所有者から提供いただいた空き家は、移住希望者等に物件情報を発信するとともに、改修工事費用や荷物整理費用に対する補助制度を実施し、空き家の住環境整備の負担を軽減します。また、所有者から借り上げた空き家及び公共の遊休施設を移住定住用住宅に改修し、移住希望者の受け皿を確保します。

また、今後町内で住宅を建築したいというニーズに対応するため、空き地情報提供の仕組みの構築にも注力します。

町営住宅は適切な維持・管理を行います。住宅の状況や将来的な需要の見通しを踏まえ、各団地のあり方を考慮したうえで、老朽化した住宅は取壊し、その他の住宅については予防保全的な修繕、耐久性・利便性向上に資する整備を実施します。

【主な事業】

- ①移住定住用住宅整備事業
- ②中間管理住宅整備事業
- ③空き家耐震改修補助金活用事業
- ④空き家活用啓発事業
- ⑤町営住宅改修事業
- ⑥用途廃止住宅移転事業(移転補償・家賃補助)
- ⑦町営住宅除却事業

2) 移住・定住の推進

移住希望者に対するきめ細かな相談体制を整備し、移住希望者の不安や疑問を解消することで、本町への移住を後押しします。また、相談業務だけでなく、移住希望者と地区長等との繋ぎ役としての役割も果たし、移住から定住につなげる支援も併せて行います。

また、これまで実施してきた移住定住施策により、人口の社会減少の抑制に一定の効果があつたものの、依然として若者の減少には歯止めがかからない状況です。これに対し、若者や子育て世帯の流入促進と流出抑制を目的とした支援事業に取り組みます。あわせて、地域おこし協力隊を積極的に雇用し、卒業後も町内に定住してもらえる取組を推進します。

【主な事業】

- ①地域おこし協力隊制度活用事業
- ②空き家耐震改修補助金活用事業
- ③移住・定住促進事業
- ④奨学金返還支援事業
- ⑤若者就業・定住促進事業
- ⑥住宅取得奨励金事業

3) 負担を軽減した地籍調査の実施

地籍調査が困難となりつつある山間地の調査を優先的に実施します。また、空中写真や赤色立体地図、航空レーザを用いた新たな測量技術を活用して、現地立会の負担軽減や広範囲にわたる測量の効率化を図ることにより、事業の早期完了に向けた取組を推進します。

【主な事業】

- ①地籍調査事業

3

上水道等の施設整備

関連する
SDGs



(1) 課題

- 給水件数、給水人口ともに減少傾向が続いており、給水収益が減少しています。
- 吾北・本川地区の水道施設は山間部に位置し、多くは河川水を水源として浄水処理を行い、水道水を供給する必要があります。
- 水道施設では、これまでも耐用年数を経過した老朽管の布設替えや機械設備の更新を行ってきました。今後は、南海トラフ地震に備えて取水施設、配水池、重要管路の耐震化や水需要状況の変化による計画的な施設更新が課題となります。
- 水道給水区域外となる中山間地域では、水道が未整備です。過疎・高齢化により地域の活力が著しく衰退している地域で生活している町民が安心して暮らし続けることができる生活環境を築くため、生活用水の確保は必須となります。

(2) 施策の方針と体系

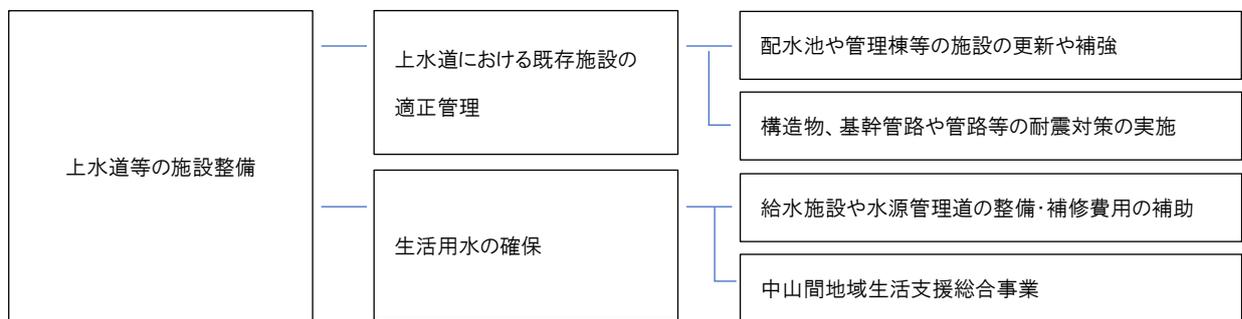
1) 方針

老朽化した水道施設の維持・管理を行い、上水道における既存施設の適正管理と中山間地域における生活用水の確保を図ります。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図6 施策の体系



(3) 主要施策

1) 上水道における既存施設の適正管理

老朽化した配水池や管理棟等の施設の更新や補強を進めるとともに、耐震性能に問題のある管路は優先的に布設替えを実施します。また、南海トラフ地震に備えて、水源地や配水池等の構造物、基幹管路や給水拠点への管路等の耐震対策の実施等に取り組みます。

【主な事業】

- ①基幹管路更新事業
- ②配水管更新事業
- ③上水道施設更新事業
- ④新技術導入事業

2) 生活用水の確保

中山間地域の生活用水確保を目的として、給水施設等を運営管理する団体に対して、給水施設や水源管理道の整備・補修等に係る費用の補助を行います。

【主な事業】

- ①小規模簡易水道施設費補助事業
- ②中山間地域生活支援総合事業

4

下水道・農業集落排水等の施設整備

関連する
SDGs



(1) 課題

- 下水道の水洗化率の向上を図るとともに、施設の老朽化に対し、既存設備の維持管理を適切に図っていく必要があります。また施設の老朽化に伴い多額の改築費用が見込まれることから、施設の維持管理、改築事業を一体としてとらえ、投資の平準化に努める取組が必要です。
- 南海トラフ地震も踏まえた計画的な施設更新が必要です。
- 未整備地域への整備が求められます。

(2) 施策の方針と体系

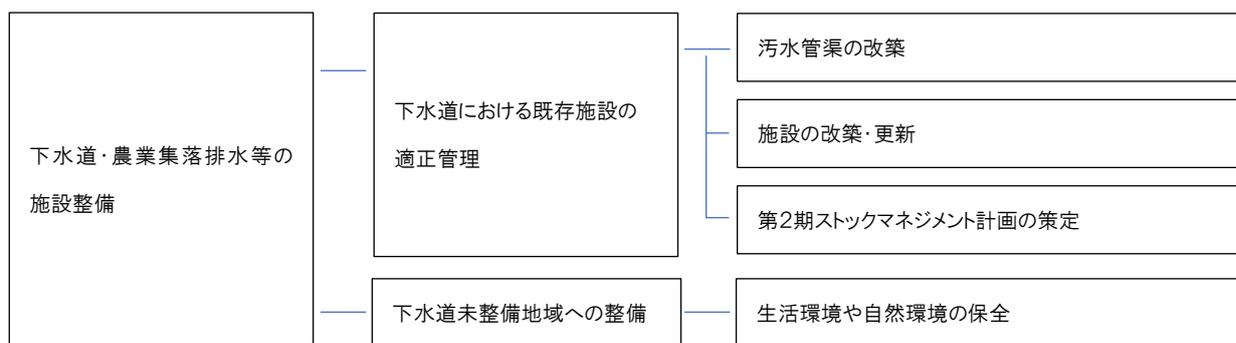
1) 方針

下水道・農業集落排水等の施設を、計画的に更新するなど適正な管理に努めます。また、生活環境や自然環境の保全を図るため、下水道未整備地域への整備を行います。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図7 施策の体系



(3) 主要施策

1) 下水道における既存施設の適正管理

老朽化した污水管渠の改築、老朽化した施設の改築更新、污水管渠の耐震補強工事、耐震補強工事を実施します。あわせて、第2期ストックマネジメント計画を策定します。近い将来発生が確実視されている南海トラフ地震対策として、町有施設の耐震改修を進め耐震補強を図っていきます。

【主な事業】

- ①社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)

2) 下水道未整備地域への整備

衛生的で快適な生活環境や自然環境の保全を図るため、下水道整備済み区域周辺の人口密度の高い地区を中心に事業を進めます。

【主な事業】

- ①社会資本整備総合交付金事業



5

公共交通体系の整備

関連する
SDGs



(1) 課題

- 町民の多くは自家用自動車を移動手段としており、また人口減少に伴い、公共交通の利用者が減少しています。加えて、運行便数の減少や運賃の値上げといった対策が講じられ、より一層利用者の減少を招くといった悪循環になっています。
- J R伊野駅を町内の公共交通結節点と位置づけ、路面電車や路線バス、町営バス、定時制予約式乗合タクシーが運行されています。それぞれの公共交通機関の間において乗り継ぎや乗り換えが円滑にでき、通勤・通学・通院・観光等幅広い分野で利用しやすい交通体系の整備が必要です。
- 廃止路線代替バス運行費補助金が増加傾向にあり財政的に厳しい状況となっていることから、路線や公共交通体系の見直しが必要です。
- 予約式乗合タクシーや公共交通空白地有償運送を運行し、交通空白地に対する移動手段を確保していく必要があります。

(2) 施策の方針と体系

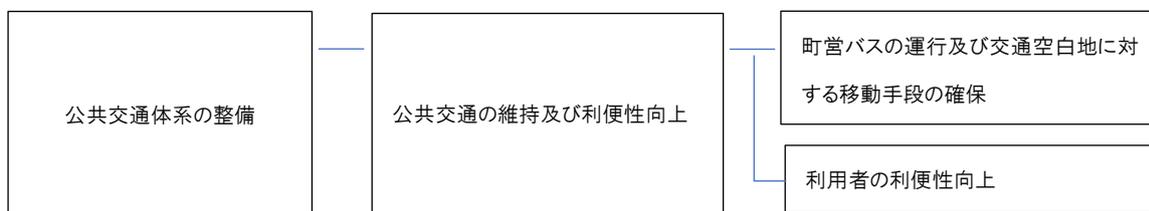
1) 方針

町民等の移動手段を確保するため、公共交通の維持及び利用者の増加に向けた利便性向上を図ります。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図8 施策の体系



(3) 主要施策

1) 公共交通の維持及び利便性向上

公共交通の維持と、町営バスの運行及び交通空白地に対する移動手段の確保に努めるとともに、利用者の増加を目的に利便性向上も図ります。

【主な事業】

- ①町営バス等維持支援事業
- ②バス運営等補助事業
- ③鉄道軌道安全輸送設備等整備費補助事業
- ④バス車両更新購入補助事業
- ⑤バス待合所整備事業



6

地域情報化の推進

関連する
SDGs



(1) 課題

- 主要な情報源であるテレビ放送において、町内の一部では町民で組織するテレビ組合がテレビ共聴施設を維持管理しており、施設の更新等には多額の費用が必要になり大きな負担となっています。
- 社会全体のデジタル化が進む中、スマートフォンやインターネットの利用が生活のあらゆる場面で欠かせないものとなっています。一方で、高齢者を中心とした一部の層において、デジタルデバイド（情報格差）が依然として存在しています。この格差は、行政サービスへのアクセスの制限や、情報社会からの孤立の要因となる恐れがあり、地域社会全体での解決が求められています。現状では、高齢者がスマートフォンを使いこなすための支援体制は限定的であり、個別のサポートを受ける機会が少なく、町民間のデジタル利用の格差が広がる懸念があります。また、スマートフォンの操作に対する不安や抵抗感を持つ人も多く、単に機器の使い方を教えるだけでは十分ではないことが課題となっています。

(2) 施策の方針と体系

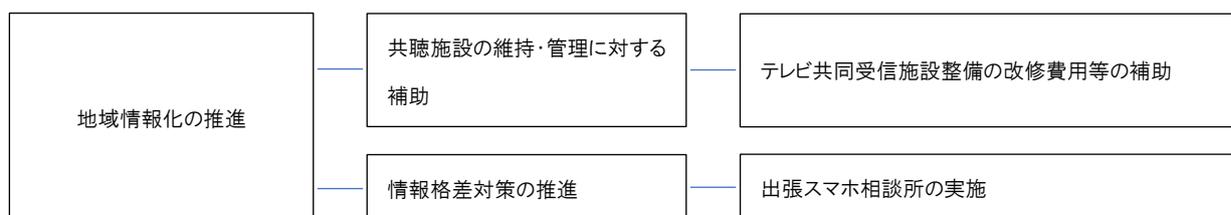
1) 方針

テレビ共聴施設の管理・更新等には多額の費用がかかり、テレビ組合だけでは費用負担が困難であるため、補助事業を実施し負担軽減を図ります。また、急速に進むデジタル化社会に取り残されないよう情報格差対策を行います。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図9 施策の体系



(3) 主要施策

1) 共聴施設の維持・管理に対する補助

テレビ共同受信施設整備や大規模改修、維持管理にかかる費用に対する補助事業を実施し、テレビ組合の負担を軽減します。

【主な事業】

- ①共聴施設整備等事業費補助金事業

2) 情報格差対策の推進

地域の集会やイベントで「スマホ相談所」を実施し、町民にデジタルに興味を持って触れる機会を提供します。

【主な事業】

- ①出張スマホ相談所



1

地震対策

関連する
SDGs



(1) 課題

- 南海トラフ地震による甚大な被害が想定されています。市街地では建物倒壊や火災、中山間地域では土砂災害等で道路寸断や集落孤立が懸念されます。
- 避難所・緊急避難場所の環境整備、防災備蓄倉庫の整備や備蓄品の充実が必要です。災害時のトイレ整備が進んでいない状況です。あわせて、災害廃棄物の収集・撤去・処理に係る廃棄物の仮置場の整備が必要です。
- 防災行政無線や防災行政アプリについて、町民への利用促進をさらに進めていくことが必要です。また、震災時において、町民、防災関係機関に情報を伝達するための情報伝達手段の多重化が求められています。

(2) 施策の方針と体系

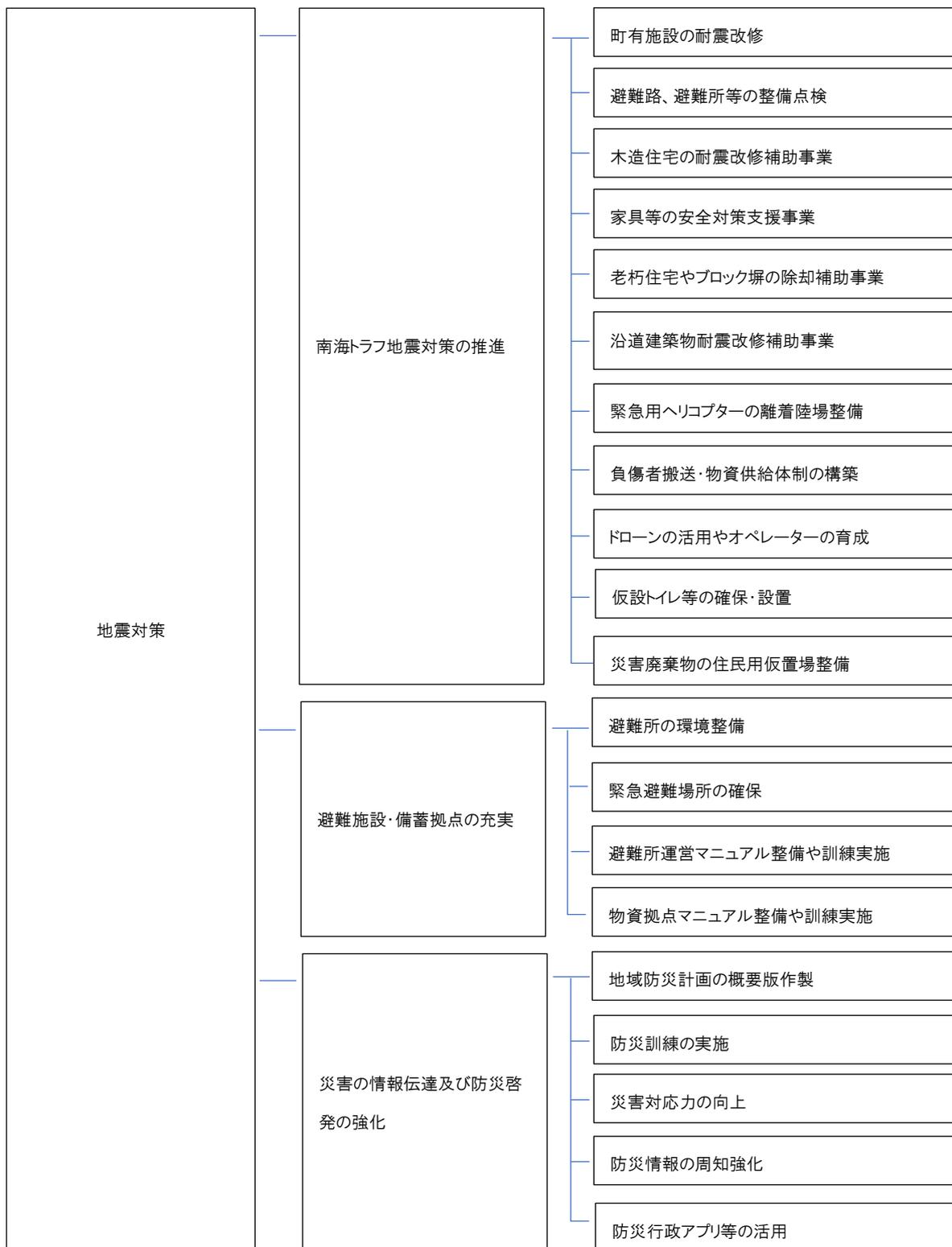
1) 方針

防災対策機能の強化を図るためには、南海トラフ地震に対するハード・ソフト事業の推進を図る必要があります。そのため、南海トラフ地震対策の推進、避難施設・備蓄拠点の充実、災害の情報伝達及び防災啓発の強化を行います。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図10 施策の体系



(3) 主要施策

1) 南海トラフ地震対策の推進

近い将来発生が確実視されている南海トラフ地震対策として、町有施設の耐震改修を進め耐震化を図っていきます。また、災害に強いまちづくりに向け、避難路、避難所、緊急避難場所、防災活動拠点、大規模盛土造成地等の整備点検を実施します。

耐震性の低い木造住宅への耐震診断及び耐震改修事業、感震ブレーカーの設置や家具等の安全対策、老朽住宅やブロック塀の除却、緊急輸送道路の沿道にある建築物の耐震性を向上する啓発を行うなど地震の揺れ対策を実施します。

道路寸断時に備えた緊急用ヘリコプター離着陸場の整備や地域と連携した負傷者搬送・物資供給体制を構築します。また、ドローンを活用した被災状況の把握やオペレーターの育成を図っていきます。

防災備蓄倉庫を活用した公的備蓄物資・資機材の確保、物資搬送体制の確立や訓練を実施します。各種応急復旧活動に関する人的・物的支援等、民間事業者等と災害時応援協定を締結するとともに、防災井戸の整備や民間保有井戸の協力体制構築に取り組み、生活用水の供給源の多様化を図ります。

災害時に備え、避難所設置箇所及び想定避難者数を基に必要な仮設トイレや簡易トイレ、マンホールトイレ等の確保・設置を関係部局と連携し、計画的に行います。関係機関と連携し、住民用災害廃棄物の仮置場、一次仮置場、二次仮置場の選定を進めます。

【主な事業】

- ①戸別訪問事業(耐震対策)
- ②木造住宅耐震診断事業
- ③木造住宅耐震改修補助事業
- ④沿道建築物耐震改修補助事業
- ⑤ブロック塀改修補助事業
- ⑥老朽住宅除却補助事業
- ⑦家具等安全対策支援事業
- ⑧災害用トイレ整備事業
- ⑨トイレカー購入事業
- ⑩防災用井戸整備事業
- ⑪緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業
- ⑫災害廃棄物の住民用仮置場整備
- ⑬社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)
- ⑭大規模盛土造成地調査事業

2) 避難施設・備蓄拠点の充実

バリアフリーなど要配慮者への対応を推進し、多様な町民に配慮した避難所の環境整備を実施します。公共施設や空き地の活用、民間施設等との協定により、災害リスクに応じた緊急避難場所の確保に取り組みます。また、避難所運営に関するマニュアルを整備・配布し、運営担当者が対応できる体制を構築します。

地域住民を対象にした避難所運営訓練を実施し、災害時の役割分担の明確化や運営に必要なスキルを持つ人材を地域から育成します。備蓄品需要を把握し、必要な物資が充足できるよう計画的に確保し、分散備蓄を推進するため、学校を中心とした大規模な避難所の備蓄品保管場所の確保に取り組みます。民間企業や団体と連携し、災害時に不足物資を提供してもらう協定を締結します。物資拠点の効率的な管理を実現するため、物資拠点マニュアルの整備や物資の受入・配送を想定した訓練を実施します。

【主な事業】

- ①災害用備蓄食料等購入配備事業
- ②防災活動拠点整備事業
- ③避難所運営マニュアル整備事業

3) 災害の情報伝達及び防災啓発の強化

地域防災計画の概要版を作製し、町民にわかりやすく周知を行います。

防災関係機関や防災関連企業と連携し、多世代参加型かつ体験型の防災訓練を実施します。あわせて、若年層が関心を持ちやすい活動（防災イベントの企画など）や防災ニーズに沿った研修を取り入れます。また、防災研修等を継続的に実施し、町職員や庁内組織の災害対応力の向上を図ります。

多言語対応やデジタル技術を活用した防災情報の周知強化を図ります。町民への情報伝達手段として、防災行政無線や防災行政アプリの活用を促進します。

【主な事業】

- ①防災行政アプリ多言語化事業
- ②防災4コマまんが配信事業
- ③衛星携帯電話整備事業
- ④地域防災計画概要版作製事業
- ⑤防災行政無線整備事業
- ⑥町防災訓練



(1) 課題

- 仁淀川本川沿いや各支川の地域において、台風や豪雨で浸水被害が繰り返し発生しています。浸水被害の軽減・解消を図るため、計画的な河川整備の推進が必要です。
- 今後、気候変動により豪雨が増加すると見込まれ、水災害の激甚化が続くことが予測されています。多様な手法を地域の特性に応じて組み合わせ、町民や関係機関と連携した流域治水の推進が必要です。
- 現在まで整備してきた排水ポンプ等の中には老朽化してきたものもあり、今後において、施設の維持管理、新規投資を一体にとらえ、施設のライフサイクルコストを縮小するための計画的な取り組みが課題となっています。

(2) 施策の方針と体系

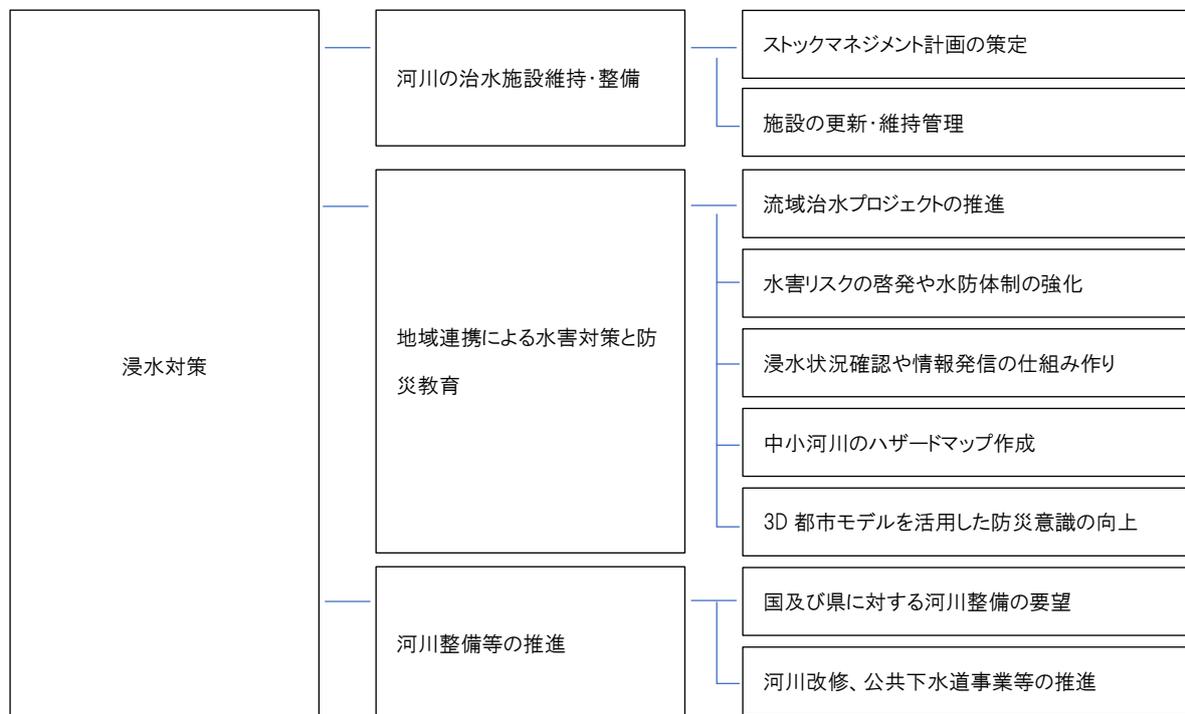
1) 方針

浸水対策の推進を図るため、既存施設の更新及び維持・管理と流域治水の推進が必要です。特に流域治水においては、浸水被害の軽減・解消を目指し「氾濫を減らす」「備えて住む」「安全に逃げる」の3方策など各河川に応じた対策を検討のうえ、河川整備等を行います。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図 1 1 施策の体系



(3) 主要施策

1) 河川の治水施設維持・整備

現在まで整備してきた排水ポンプ等は、施設のストックマネジメント計画を策定し、更新や維持管理を計画的に行っていきます。

【主な事業】

- ①社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)

2) 地域連携による水害対策と防災教育

流域治水プロジェクトへ町民や企業の参加を促進し、意見を取り入れた防災研修等を実施します。また、学校など防災教育や地域の学習会等でハザードマップ等を活用し、水害リスクについて啓発を行います。

ワンコイン浸水センサなどリアルタイムの浸水状況確認や情報発信が可能となる仕組み作りに取り組み、適切な避難情報の発信を行います。水害リスクの見える化と有効なコンテンツを活用し、町民の防災意識を向上させるとともに、自主防災組織と連携した避難訓練や緊急避難場所の確保を進めます。

新たに洪水浸水想定区域が公表される中小河川のハザードマップ作成や水位計の設置を進めるとともに、民間団体等と連携した水防協力団体制度を活用し、水防体制の強化を図ります。

3D 都市モデルを活用し、災害リスクをわかりやすく示すことで、学校など防災教育や地域の学習会で活用し、今後の避難計画立案等に活用することで、防災意識の向上を図ります。

【主な事業】

- ①洪水想定浸水深表示板設置事業
- ②ワンコイン浸水センサ設置事業
- ③洪水ハザードマップ作成事業
- ④水防協力団体連携事業
- ⑤3D 都市モデル事業

3) 河川整備等の推進

想定最大規模の降雨に伴う、仁淀川の破堤対策として、堤防の強靱化について国に要望を行います。また、暫定堤防である谷地区の事業推進を行います。

宇治川流域の内水対策として、町が事業主体となる宇治川支川の河川改修や公共下水道事業等の推進を行い、浸水被害の軽減・解消を目指します。

他の地域の浸水被害の軽減・解消について、河川改修等を国・県に要望をするとともに、町管理河川についても浸水被害の軽減・解消を図ります。

【主な事業】

- ①国及び県に対する河川整備の要望
- ②町単独事業



(1) 課題

- 本町の森林は高地から平野部の里山地域まで分布しており、その多くが急峻かつ脆弱な地質で、仁淀川及び吉野川に流れ込む数多くの支流により複雑な地形を有しています。その地形特性から、本町は、毎年、台風等による集中豪雨で地すべり・がけ崩れ等の土砂災害が発生し、尊い人命や貴重な財産を奪う恐れもあるなど、住民生活に大きな被害を与えることがあります。
- 土砂災害特別警戒区域内においては、多くの住居が存在し、住宅の背後地は急峻な裏山が存在しています。土砂災害特別警戒区域においては、住宅の建替えや増築等が困難な状況です。
- 地域ごとの特性に基づいた土砂災害リスク情報の提供や適切な避難行動の検討が必要となっています。

(2) 施策の方針と体系

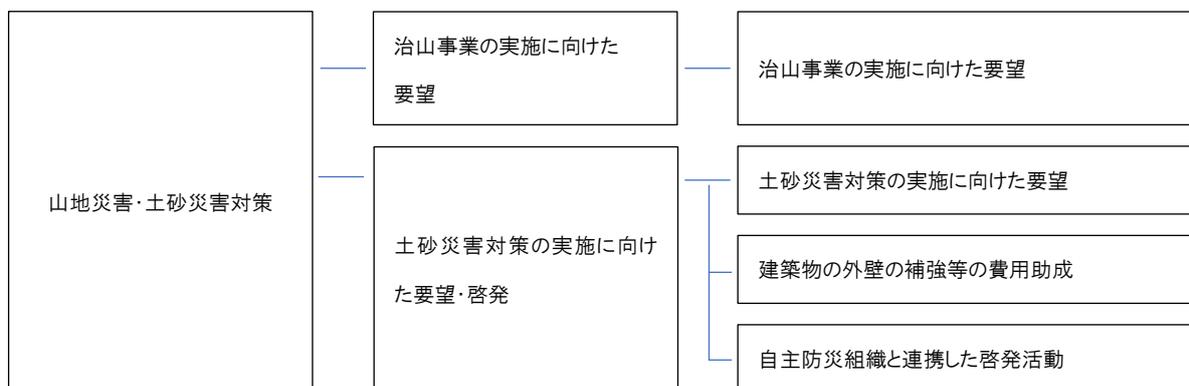
1) 方針

土砂災害特別警戒区域等におけるハード・ソフト一体となった対策の推進を図るためには、治山事業等の実施により、斜面の安定化や荒廃した溪流の復旧、地すべりの抑制・抑止等の推進に向けた要望を行います。また、地域住民に土砂災害のリスクや適切な避難行動について理解を深めてもらうため、啓発活動に取り組みます。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図12 施策の体系



(3) 主要施策

1) 治山事業の実施に向けた要望

山地災害から人命や財産を守るため、治山事業による早期対策が実施されるよう、随時、国及び県に要望します。

【主な事業】

- ①国及び県に対する治山事業の要望

2) 土砂災害対策の実施に向けた要望・啓発

土砂災害から人命や財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業やがけ崩れ住家防災対策事業等の事業が実施されるよう、国、県に要望します。

県が指定している土砂災害特別警戒区域で、建築物の外壁の補強等を行う町民に対して助成措置を講ずることにより、土砂災害特別警戒区域内に継続して居住する町民の安全性の向上を支援します。また、自主防災組織と連携し、土砂災害への理解を深め、適切な避難行動が取れるよう地域の学習会等で啓発活動を行います。

【主な事業】

- ①国及び県に対する土砂災害対策の要望
- ②がけ崩れ住家防災対策事業
- ③土砂災害特別警戒区域内住宅建替等支援事業
- ④住宅等土砂災害対策改修支援事業

4

地域防災の推進

関連する
SDGs



(1) 課題

- 自主防災組織の活動支援や災害時に必要なスキル向上が求められます。
- 消防施設の老朽化による更新や維持修繕、消防防災活動等に必要な資機材・装備品等の充実が求められています。
- 消防団の役割が多様化する中で、消防団員の負担が増加しています。また、少子高齢化や社会情勢の変化により、消防団員が減少しており、消防防災活動への影響が懸念されています。

(2) 施策の方針と体系

1) 方針

地域防災対策の強化を図るためには、地域の防災組織に対する様々な取組支援と消防組織に対する支援が必要です。地域の防災組織に対する様々な取組支援を行い、地域防災力の向上を図ります。消防組織に対する支援では、消防施設・消防組織の強化を行います。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図13 施策の体系



(3) 主要施策

1) 地域防災力の向上

自主防災組織の活動を支援し、町民が主体的に防災活動に取り組める環境整備や災害時に必要な行動を学べる場を提供します。補助金制度の周知を強化し、自主防災組織の資機材整備等を支援します。また、学習会等を地域行事と連携させるなど、世代を超えた幅広い町民が参加できる仕組み作りに取り組みます。災害時に必要なスキル(応急手当、炊き出し等)の実践的な演習や避難訓練、資機材使用訓練を実施し、実効性の向上を図ります。

防災士や災害支援団体と連携し、講師や訓練指導者として協力を得るなど専門家連携の体制を強化するとともに、防災士資格の取得支援や育成研修を実施します。

【主な事業】

- ①地域防災対策総合補助事業
- ②地域で支え合う防災対策補助事業
- ③防災士育成補助事業

2) 消防施設・消防組織の強化

消防団員の活動内容や魅力を広報するパンフレットや Web サイトを活用するなど女性や若年層への PR 活動を推進し、消防団員の定数確保に努めます。また、若年層をターゲットにした消防団員加入促進につながるイベントを実施します。

団員の多様化する業務の負担軽減に取り組み、モチベーション向上につながる交流や助成制度の拡充など福利厚生の実施を図ります。企業と協力し、従業員が消防団員として活動できる環境整備を促進するとともに、防火水槽の設置など消防水利の整備、消防資機材や装備品の点検を行い、更新と充実に取り組みます。

また、長期使用及び老朽化した消防車両や消防屯所など、消防施設・設備の順次更新と維持を図ります。

また、広域消防体制の構築も見据え、共同訓練の実施など常備消防と非常備消防の連携強化を図るとともに、機能別分団や機能別団員の仕組み作りに取り組みます。

【主な事業】

- ①消防車両整備事業
- ②消防屯所整備事業
- ③消防道整備事業
- ④消火栓整備事業
- ⑤消防用ホース整備事業
- ⑥防火水槽整備事業
- ⑦消防団加入促進事業

5

犯罪や事故のない安全対策

関連する
SDGs



(1) 課題

- 自動車交通量が増加し、交通事故の発生件数が増加傾向にあります。ドライバーや歩行者の交通安全意識向上と交通マナー改善の促進を行う必要があります。
- 社会的環境の悪化や人間関係の希薄化により、犯罪の発生が懸念されています。自主防犯組織の活動を活性化し持続可能なものとするため、住民全体の防犯意識の向上と地域間での連携強化に取り組む必要があります。

(2) 施策の方針と体系

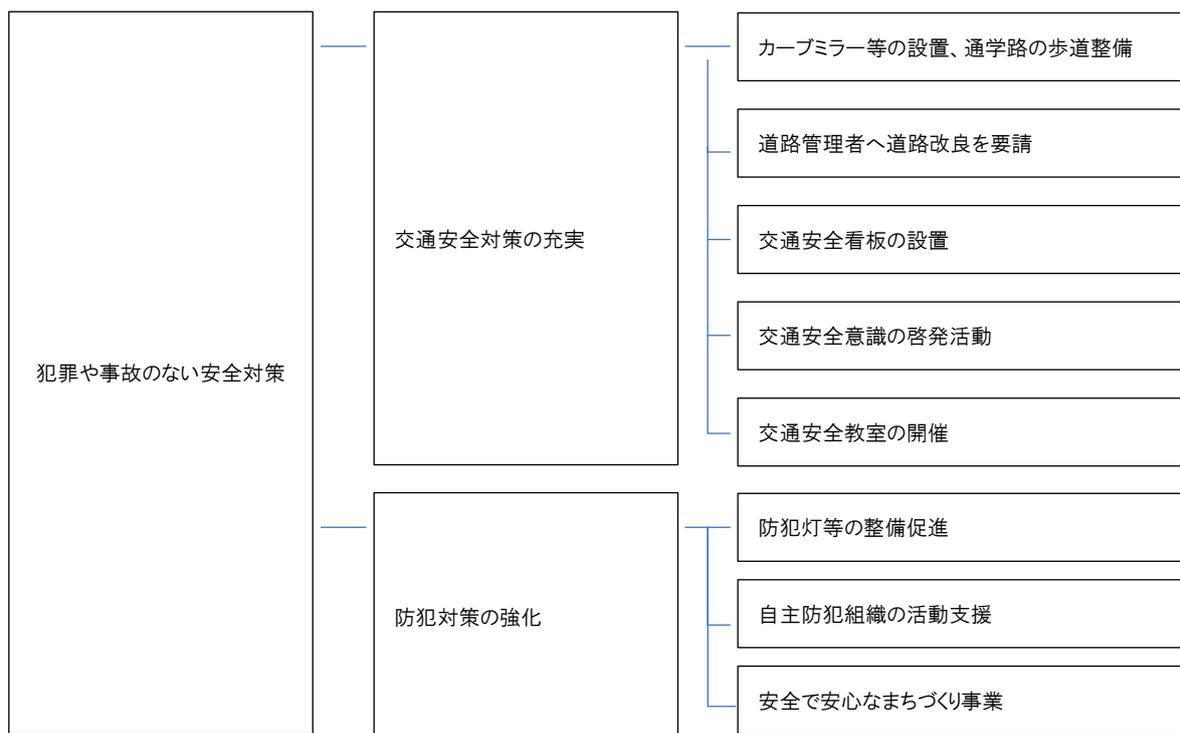
1) 方針

犯罪や事故に対する防犯意識の向上と地域連携を強化するためには、交通安全対策及び防犯対策の推進を行う必要があります。そのため、交通安全対策の充実と防犯対策の強化に取り組めます。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図14 施策の体系



(3) 主要施策

1) 交通安全対策の充実

人通りの多い路線や危険箇所を優先し、カーブミラーやガードレールの設置、通学路の歩道整備を推進します。国道や県道などの交通事故多発地帯に対し、すべり止め舗装などの安全対策や道路改良を道路管理者へ要請します。

教育委員会や学校と連携し、通学路の安全点検を実施し、危険箇所には交通安全看板を設置します。春秋の交通安全運動期間を中心に、街頭指導や広報活動を通じて、ドライバーや歩行者の交通安全意識向上と交通ルールの徹底を図ります。また、高齢者ドライバーの事故防止を目的に、免許返納者への優遇措置や先進安全自動車の購入支援、踏み間違い防止装置の普及促進などの支援策を検討します。交通安全指導員や警察と連携して、保育所・幼稚園・認定こども園で交通安全教室を開催し、幼児期からの安全意識の醸成を図ります。

【主な事業】

- ①交通安全対策事業

2) 防犯対策の強化

防犯灯をはじめとする防犯施設の整備を促進し、地域の安全性を高めます。自主防犯組織の活動支援を行い、警察等と連携した地域ぐるみの防犯体制の充実、強化を図ります。特殊詐欺など高齢者を狙った犯罪や誘拐、連れ去り事件、学校への不審者侵入事件等の犯罪から子どもたちや高齢者を守るため、防災行政無線や防災行政アプリ等、多様な情報伝達手段を活用し、住民への周知を図ります。

テロ行為など様々な脅威が発生した場合には、関係機関と連携のうえ迅速な避難誘導を行い、町民の安全確保を図ります。

【主な事業】

- ①防犯灯設置補助事業
- ②安全で安心なまちづくり事業

6

消費者行政の推進

関連する
SDGs



(1) 課題

- 消費生活を取り巻く経済社会環境は、急激に変化しており、消費生活上の問題も従来の品質、規格の適正、安全性に加え、多重債務、特殊詐欺、インターネットやSNSを利用した、より複雑で高度化した問題が発生しています。特に高齢者を対象とした消費生活に関する相談は急増しており、高齢化する社会の中で消費者行政の占める役割は大きいと考えます。
- 福祉関係機関等と連携し、消費者が消費生活に必要な知識を身につけ、自らの適切な判断に基づき行動する意識を高めるとともに、消費生活活動に伴うトラブルや被害を未然に防ぐための対策も求められています。

(2) 施策の方針と体系

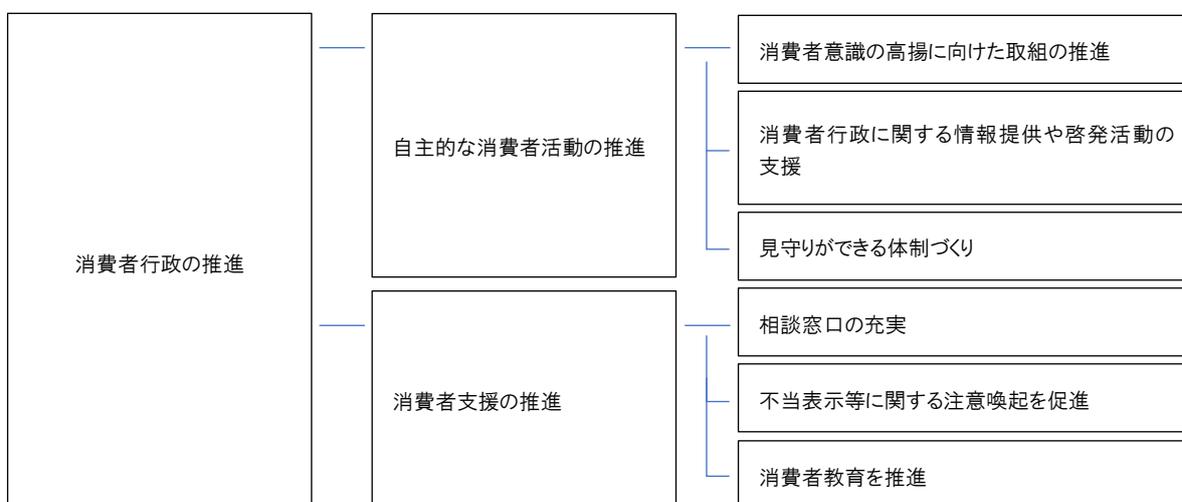
1) 方針

安全で安心な消費生活の実現のためには、複雑化・多様化する社会の中で消費者行政の推進と消費生活活動に伴うトラブルや被害を未然に防ぐための対策が必要です。そのため、自主的な消費者活動及び消費者支援の推進を行います。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図15 施策の体系



(3) 主要施策

1) 自主的な消費者活動の推進

複雑化・多様化する消費生活上の問題に自らの責任において対応できるよう、商品、サービス、取引に関する正しい知識の普及と消費者意識の高揚に向けた取組を推進します。また、消費者の自主的な活動を促進するため、消費者行政に関する情報提供や啓発活動を支援していきます。

多様化している様々な問題を地域が迅速に把握できるよう、防災行政無線を活用した注意喚起の情報を提供し、見守りができる体制づくりを支援します。

【主な事業】

①広報紙折込による啓発事業

2) 消費者支援の推進

消費生活活動に伴うトラブルや被害を未然に防止するため、県消費生活センターと連携し適切な対応、処理を行うことができる相談窓口を充実させていきます。

町内で販売されている家庭用品や消費生活用製品の不当表示等に関する注意喚起を促進します。

消費者の自覚ある態度を促進し、消費生活における意思決定能力を養成するために、各教育機関と連携し、消費者教育を推進していきます。

【主な事業】

①消費者支援対策事業

第2章

安心とやさしさのある健康と福祉の まちづくり（健康・福祉）



1

保健・予防対策の推進

関連する
SDGs



(1) 課題

- 働き盛り世代では、特に男性は生活習慣病のリスクを高める量を飲酒、喫煙率の割合が高い傾向にあります。全国と比較すると、本町では血管疾患による死亡や糖尿病からの人工透析が多く、高血圧症及び糖尿病の有所見者の増加が見られます。また、メタボリックシンドローム該当者の割合が高い傾向にあり、対策が必要です。
- 歯周病と関連する糖尿病や高血圧症などの疾患の認知度について男女差が大きいことから、歯と口の健康に関する正しい知識や啓発が必要です。
- 健康管理のひとつである「がん検診」の受診率の低下が続いています。

(2) 施策の方針と体系

1) 方針

意識の向上を図り、町民一人ひとりの健康づくりを支援するために、健康診査及び指導の実施、周知、勧奨、健康被害救済等、保健活動や予防対策、健康増進対策の推進に努めます。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図16 施策の体系



(3) 主要施策

1) 保健活動及び予防対策の推進

一人ひとりが自らの身体状態を把握できるよう、各種検診（健診）の充実や受診機会の確保を図ります。特定健康診査及び特定保健指導を積極的に受診できるよう、各種団体と連携した支援や後押しを行います。

各年齢層に応じた健康相談や健康教育等に取り組み、食生活の改善や日常的な運動習慣の推進を促すことにより、生活習慣病の予防を啓発します。また、健康診査受診後のフォローを充実し、町民の健康管理意識を高めます。

各種健診データの一元管理を行う健康管理システムを活用した継続性のある保健指導の推進により、生涯を通じた健康支援を行います。また、歯と口の健康づくりを推進するため、虫歯予防に加え、歯周病とその予防についての啓発を行います。

感染症の発生やまん延を予防するため、予防接種法に基づく「定期接種」の予防接種対象者には個別通知を実施し、接種勧奨を徹底するとともに、感染症予防の啓発を継続的に行います。また「定期接種」以外の予防接種については、正しい知識のもと安全に接種できるよう、広報紙やホームページ等で情報提供を行います。

高齢者の心身に関する多様な課題に対応し、きめ細かな保健事業をはじめとする高齢

者の保健事業と介護予防等との一体的な実施を進めます。

また、心の健康づくりに関する周知と啓発を行い、いのちを支える取組を進めます。

【主な事業】

- ①特定健康診査、特定保健指導
- ②健康増進事業
- ③予防接種
- ④後期高齢者健康診査事業
- ⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ⑥自殺対策強化事業

2) 健康増進対策の推進

健康づくりに取り組む団体と連携し、健康をテーマとしたイベントの開催を通じて、町全体の健康づくりに対する意識を高めます。

町民の健康づくりを支える推進役として、健康づくりに取り組む団体を充実させていくために、各団体と情報を交換し、協力して活動できる体制を整えます。

【主な事業】

- ①健康づくり推進事業

2

地域医療の充実

関連する
SDGs



(1) 課題

- 町内の医療施設は、病院4か所、一般診療所16か所、歯科診療所7か所です。日曜日、祝日及び年末年始における初期救急医療は、吾川郡医師会やいの医師団の協力を得て、在宅当番医制で実施しています。
- 仁淀病院は、救急告示病院や災害拠点病院として地域医療を担うとともに、介護保健施設等を併設し、医療・介護が連携したサービスの提供に努めていますが、病院事業全体で経営状況が悪化しています。
- 地域医療を守り、充実して行くためには、本町全体で病病連携、病診連携を進めていくとともに、医療と介護の連携・強化を図っていく必要があります。
- 本川地区の長沢診療所では、施設の老朽化に伴う改修や機器の更新等が必要となっています。
- 吾北・本川地区の診療所については、へき地診療の確保のための方策や施設の改修等についての早急な検討が必要です。
- 自然災害等への備えとして、本町全体での災害時医療救護体制の充実が必要です。

(2) 施策の方針と体系

1) 方針

本町全体で医療と介護の連携・強化の推進を行うためには、平常時における医療体制の連携推進と災害時に備えた対策の推進が必要であり、病病連携、病診連携、経営強化プランの着実な推進や地域医療体制の充実を図ります。また、災害時に備え、災害時医療救護体制の充実に努めます。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図17 施策の体系



(3) 主要施策

1) 病病連携、病診連携の着実な推進

仁淀病院の経営改善を進め、町民の医療や健康づくりを支える拠点施設としての充実、強化を図ります。

また、高知大学医学部附属病院や高知医療センター等との連携を強化し、質の高い医療を提供できるネットワークづくりを進めるとともに、地域の病院・診療所との連携、機能分担により、安心・安全な医療の提供に努めます。

仁淀病院や清流苑を核に、医療・介護・健康づくりが一体となった地域包括ケアシステムを構築します。

運営面では、経営強化プランに沿った取組を進め、経営感覚を持って業務を遂行し、収支の改善や費用削減に向けて更なる努力を継続します。

また、安定した病院事業を運営していくためには、財政的な支援が必要であり、国・県等の補助金や町からの支援策を活用します。

老朽化した施設の改修や医療機器等を更新するとともに、医師・看護師及びその他の医療スタッフの確保に努め、良好な医療サービスを提供します。

更に、仁淀病院の診療体制や取組を広く知ってもらうために、ホームページの改変や広報活動を強化し、地域住民に対する認知度を高めます。

また、地域住民の医療ニーズに即した医療サービスを提供することが大切であり、健康講座や予防接種など、地域に根ざした医療活動を展開します。あわせて、効率的な医療サービスを提供するために、電子カルテや遠隔医療などの ICT の活用を進めます。

【主な事業】

- ①仁淀病院負担金
- ②仁淀病院・仁淀清流苑医療機器整備事業
- ③仁淀病院・仁淀清流苑建物構築物整備事業

2) 地域医療体制の充実

中山間地域の医療提供体制を維持し、吾北・本川地区の住民が、安心して暮らし続けられるよう吾北診療所、民間医療機関及び高知県へき地医療協議会との連携や長沢診療所、大橋出張診療所、越裏門出張診療所の充実を図ります。また、吾川郡医師会や地元医師団の協力を得て、在宅当番医制事業を推進し、休日、夜間、緊急時等における救急医療体制の充実を図ります。

また、地域の医療機関や介護サービスとの連携を強化し、地域住民への医療や健康・福祉・介護が連携した取組により、地域包括ケアシステムを推進します。

【主な事業】

- ①へき地医療協議会負担金
- ②へき地診療所医療機器整備事業
- ③へき地診療所施設整備事業
- ④郡在宅当番医事業

3) 災害時医療救護体制の充実

南海トラフ地震に備え、町民の生命と健康を守るための町内の医療施設や医療従事者、さらには町民も参画した総力戦による医療救護活動を行うこととし、そのために必要な資機材（器材含む）の整備を進め、災害における医療救護体制の充実を図ります。

【主な事業】

- ①災害時医療救護体制整備事業

1

出会いの場の創出・結婚支援

関連する
SDGs



(1) 課題

- 近年、結婚や子育てを希望しながらも経済的な問題や仕事と育児の両立が難しい人や、価値観の多様化により結婚を必ずしも人生の選択肢としない人が増えています。それにより、異性との出会いの場・婚姻数が減少しており、今後の出生数及び人口推移に大きく影響し、まちの将来展望が懸念されます。
- それぞれの意思に基づいた生き方を応援するために、妊娠・出産、子育て支援に加え、それ以前の段階である出会いや結婚への支援を行っていく必要があります。

(2) 施策の方針と体系

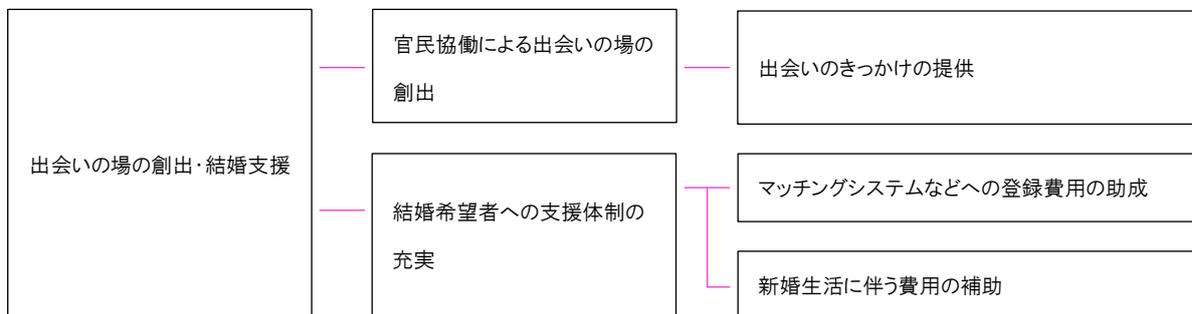
1) 方針

出会いや結婚に向けた一步を後押しするため、官民協働で地域資源を活用した出会いの場の創出及び経済的な支援事業を実施します。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図18 施策の体系



(3) 主要施策

1) 官民協働による出会いの場の創出

町内事業者や団体と連携し、本町の地域資源を活用した魅力ある、出会いのきっかけを提供します。

【主な事業】

- ① 出会いのきっかけ応援事業

2) 結婚希望者への支援体制の充実

高知県が実施するマッチングシステム「高知で恋しよ！！マッチング」などへの登録費用の助成や、結婚に伴う新居の住居費や引っ越し費用の一部を補助することで、結婚を希望する方への支援を行い、結婚に対する負担や不安を軽減します。

【主な事業】

- ① 結婚新生活支援事業費補助事業
- ② 出会いマッチング応援事業



2

母子保健サービスの充実

関連する
SDGs



(1) 課題

- 核家族化の進行や出生者数の減少、都市化の進展やライフスタイルの変化等により、妊娠や出産、育児等の母子や子育てを取り巻く環境は大きく変化していることから、すべての子育て家庭を対象とした妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のないきめ細やかな支援が必要となっています。
- 子育て世帯の孤立、家庭の育児能力の低下など、複合的な原因による児童虐待の増加が危惧されることから、様々な問題を抱えながら子育てしている保護者に対しては、その環境等個々に応じたきめ細やかな支援を継続させ、より一層の支援体制充実が求められています。

(2) 施策の方針と体系

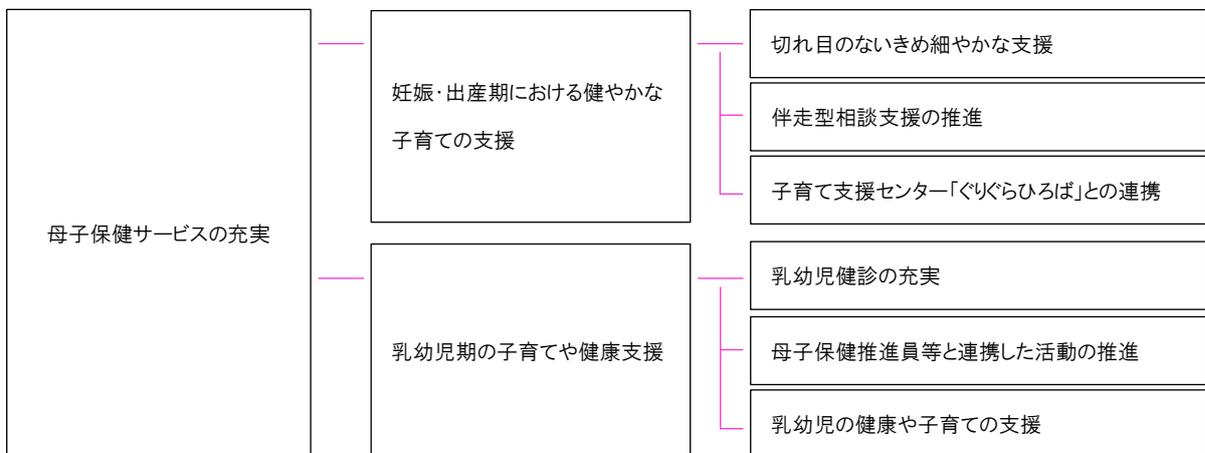
1) 方針

妊娠・出産期における健やかな子育ての支援とともに、乳幼児期の健康と子育て支援を行うことにより、妊娠・出産期、乳幼児期のすべての子育て家庭に対する決め細かな支援の推進を図ります。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図19 施策の体系



(3) 主要施策

1) 妊娠・出産期における健やかな子育ての支援

令和7年4月設置の「こども家庭センター」において、妊娠初期からの状況・経過を継続的に把握し、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整の役割を担う等、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のないきめ細やかな支援を提供するよう努めます。

安心して出産を迎えることができるよう母子健康手帳の交付時に全妊婦と面談を行い、妊娠期から、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的に個々に応じた情報発信を行うとともに、乳幼児の病気の予防と健やかな成長を支援するために伴走型相談支援の推進を図ります。また必要に応じて医療機関との連携を図り、安心・安全な出産ができるように支援します。さらに子育て支援センター「ぐりぐらひろば」と連携し、妊娠期を健やかにすごせるよう支援します。

【主な事業】

- ①妊婦等包括相談支援事業
- ②妊産婦健康診査事業
- ③乳児全戸訪問事業
- ④産後ケア事業
- ⑤出産祝金
- ⑥予防接種
- ⑦子ども医療費助成事業

2) 乳幼児期の子育てや健康支援

親が子どもの発達を理解し、発達に応じた育児ができるよう、身体発育状況の確認とともに、発達について配慮が必要な子どもの早期発見・支援に向けて、多職種による乳幼児健診の充実を図ります。また親の負担軽減、発達特性及び対応方法への理解を深めるフォローを行うことにより、よりよい親子関係の構築に努めます。

地域に根ざした子育て支援活動を推進するために、母子保健推進員の養成を行うとともに、母子保健推進員等と連携した活動を推進します。

医療機関や保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター「ぐりぐらひろば」と連携を図りながら乳幼児の健康や子育てを支援します。

【主な事業】

- ①産前産後サポート事業
- ②乳幼児健診
- ③母子保健推進員養成講座

3

子育て支援体制の充実

関連する
SDGs



(1) 課題

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から日々の子育てへの助言や支援、協力を得ることが困難な状況です。育児に不安や悩みを抱える保護者が増加しています。また、共働き家庭の増加により、就労と子育ての両立支援へのニーズはますます高まっていることから、妊娠期・子育て期の不安や負担を軽減する取組が必要となっています。

(2) 施策の方針と体系

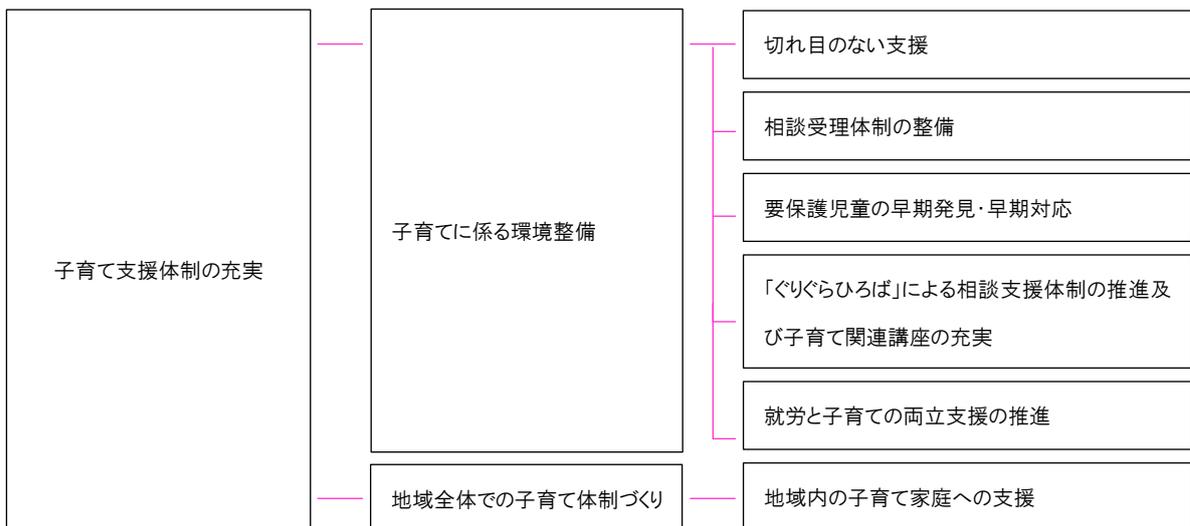
1) 方針

子育てに係る環境整備と地域全体での子育て体制づくりを行うことにより、妊娠期・子育て期の不安や負担の軽減に努めます。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図20 施策の体系



(3) 主要施策

1) 子育てに係る環境整備

こども家庭センターの設置により、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、児童虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく漏れなく支援をします。

子育ての不安や悩み事等の相談受理体制を整備し、安心して家庭で育児ができるよう、関係機関と連携して、それぞれの家庭に応じた支援を実施します。あわせて、要保護児童の早期発見・早期対応に向けて、要保護児童対策地域協議会を効果的に運用し、的確な情報を収集し、関係機関と連携して家庭への支援を適切に行います。

また、地域子育て支援センター「ぐりぐらひろば」による相談支援体制の推進及び子育て関連講座の充実により、妊婦や子育て家庭の孤立を防ぎ、育児の不安を軽減します。さらに、病後児保育事業の実施により、就労と子育ての両立支援を推進します。

【主な事業】

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③病後児保育事業
- ④乳児等通園支援事業

2) 地域全体での子育て体制づくり

地域全体のニーズ・既存の地域資源を把握し、不足する地域資源については新たな担い手となり得る者を発掘・養成するなど、担い手に対する財政支援により地域資源を開拓し、地域内の子育て家庭への支援を着実に提供できる体制を整備します。

【主な事業】

- ①地域内の子育て家庭への支援

1

高齢者福祉の充実

関連する
SDGs



(1) 課題

- 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるために、必要な福祉サービスの確保を図るとともに、介護する家族の負担軽減を図るため、家族への支援を充実させることが重要です。また、高齢者虐待の相談件数が増加傾向にあるため、介護する家族の悩みや不安に寄り添う相談支援体制の充実を図るとともに、虐待防止や権利擁護支援を地域全体で考えていくことが必要です。
- 高齢者が要介護状態とならないよう、又は要介護状態である方がさらに悪化することがないように、介護保険サービスの充実とあわせて、介護予防・健康づくり・生きがいづくりを進めることが必要となっています。特に、中山間地域では、地理的条件から社会参加が困難な場合があり、閉じこもりを防止し、外出機会を増やす対策やフレイル予防が求められています。
- 高齢者独居世帯や高齢者夫婦世帯等の高齢者のみの世帯増加が予想されます。高齢化が進む中、公的な福祉サービスだけでなく地域住民同士の助け合いを充実させることが重要となります。
- 制度や分野ごとの「縦割り」や「支える・支えられる」という一方的な関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、相互に支え合う「地域共生社会」を実現するために、包括的相談支援体制を整え、地域包括ケアシステムの深化を図ります。
- 高齢者が生涯を通じて長年培ってきた知識や経験を活かした生活ができるよう、生涯現役社会にむけた環境づくりが求められています。

(2) 施策の方針と体系

1) 方針

高齢者福祉を充実させ、高齢者がいくつになっても住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくりを行うために、福祉サービスの充実、介護保険サービスの充実、介護予防・生活支援の充実、地域包括ケアシステムの深化・推進、生涯現役社会づくりの推進を図ります。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図 2 1 施策の体系



(3) 主要施策

1) 福祉サービスの充実

高齢者が地域で自分らしく、自立した生活ができるように、外出支援サービス事業、生きがい活動支援通所事業等生活支援サービスを提供します。

オムツチケット、家族介護支援金の支給や住宅改造のための助成、安心ネットワーク事業等の実施により、高齢者の在宅生活を支援します。

認知症についての正しい理解を深めるための知識の普及や啓発を行うとともに、できる限り住み慣れた地域で生活できるように、関係機関と連携しながら、認知症高齢者や家族等への支援を充実します。

買い物が不便な中山間地域において買い物困難者の支援や見守りとして、各集落等を拠点に食料品や日常生活用品等の販売や地域住民の見守り活動を複合して行うことにより、安心して暮らし続けることができる生活環境の充実を図ります。

【主な事業】

- ①安心ネットワーク事業
- ②家族介護支援金事業
- ③住宅改造支援事業
- ④老人保護措置
- ⑤地域支援事業

2) 介護保険サービスの充実

中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に整備します。持続可能な介護保険制度の運営のため、介護保険事業の適切な運営、介護給付の適正化、介護サービスの質の向上を図ります。

介護サービスの充実を図るために、介護人材確保に継続的に努めるとともに、関係機関と連携し、介護助手やボランティア等新たな人材の参入に努めます。

中山間地域の介護サービスの確保に努めるとともに、多様な地域資源の活用等を含め、関係機関と連携を図りながら高齢者の在宅生活を支援します。

【主な事業】

- ①介護保険対策事業(中山間地域介護サービス確保事業)
- ②介護保険対策事業(中山間地域介護サービス確保対策強化事業)
- ③介護保険対策事業(社会福祉法人等利用者負担軽減事業)
- ④介護保険対策事業(介護職員初任者研修)
- ⑤介護保険対策事業(介護に関する入門的研修)
- ⑥介護保険給付

3) 介護予防及び生活支援の充実

地域の体操グループや集いの場に理学療法士や管理栄養士等の専門職を派遣し、フレイル予防の活動を推進するとともに、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう自立支援・重度化防止に努めます。

生活支援コーディネーターが中心となり、地域の高齢者支援のニーズを把握しながら、新たな地域資源の発掘や関係者のネットワーク構築を図り、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進します。

町民一人ひとりが見守り等の生活支援活動の担い手となって、町民同士で互いに助け合い、地域での役割や生きがいを感じながら生活できるよう、生活支援コーディネーターが町民のニーズを把握し、支え合いの地域づくりを支援します。

【主な事業】

- ①地域支援事業
- ②重層的支援体制整備事業

4) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において日常生活を営むことができるよう、地域における在宅医療・介護の連携及び円滑なサービスの提供に努めます。

福祉ニーズの多様化・複雑化に伴い、関係機関との連携等に努め、地域共生社会の実現に向けた包括支援体制の構築を目指します。

【主な事業】

- ①地域支援事業
- ②重層的支援体制整備事業

5) 生涯現役社会づくりの推進

地域社会において、高齢者が長年培ってきた知識や経験等を活かし、健康で生きがいを持って社会参加できる環境づくりを行います。

シルバー人材センター等の積極的な活用により、就労機会の確保を一層推進するとともに、個々の状態に応じて働くことができる環境づくりを行います。

多くの町民が健康づくりや生きがいづくりを行えるよう健康増進、社会参加、レクリエーション活動等の場を提供します。

高齢者が、老人クラブ等の地域社会活動に参画できる環境づくりを行います。

ボランティア活動やコミュニティ活動の拠点となる施設、設備の整備を推進します。

【主な事業】

① 高年齢者就業機会確保事業





(1) 課題

- 障がいに関する理解と交流の拡大を更に図り、地域のボランティア活動の活性化に向け、ボランティア育成に努め、参加の場が固定的にならないよう、より多くの人々との交流を促進し、障がいへの理解促進を得る機会の創出が重要です。
- 多様な相談のニーズに対応する相談支援体制の充実には、今後もより一層、関係機関等との連携を図りながら、基幹相談支援センターを中心に、重層的な相談支援体制の仕組みを推進する必要があります。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスをはじめとした、適切なサービス提供が行える支援体制が必要です。
- 働く意欲や能力のある障がいのある人に対する就労支援は、職場全体での理解を得ることや仕事の内容と本人の特性が合致する環境整備が必要で、関連機関と連携し、雇用を促進する就労環境を整えることが求められています。
- 近年は地震災害や豪雨災害への不安も高まっており、地域で安心して生活するためには、日ごろの防災意識の向上に向けた避難訓練の実施や災害時の避難支援体制の確保、個別避難計画の作成や避難行動要支援者名簿の更新が求められています。

(2) 施策の方針と体系

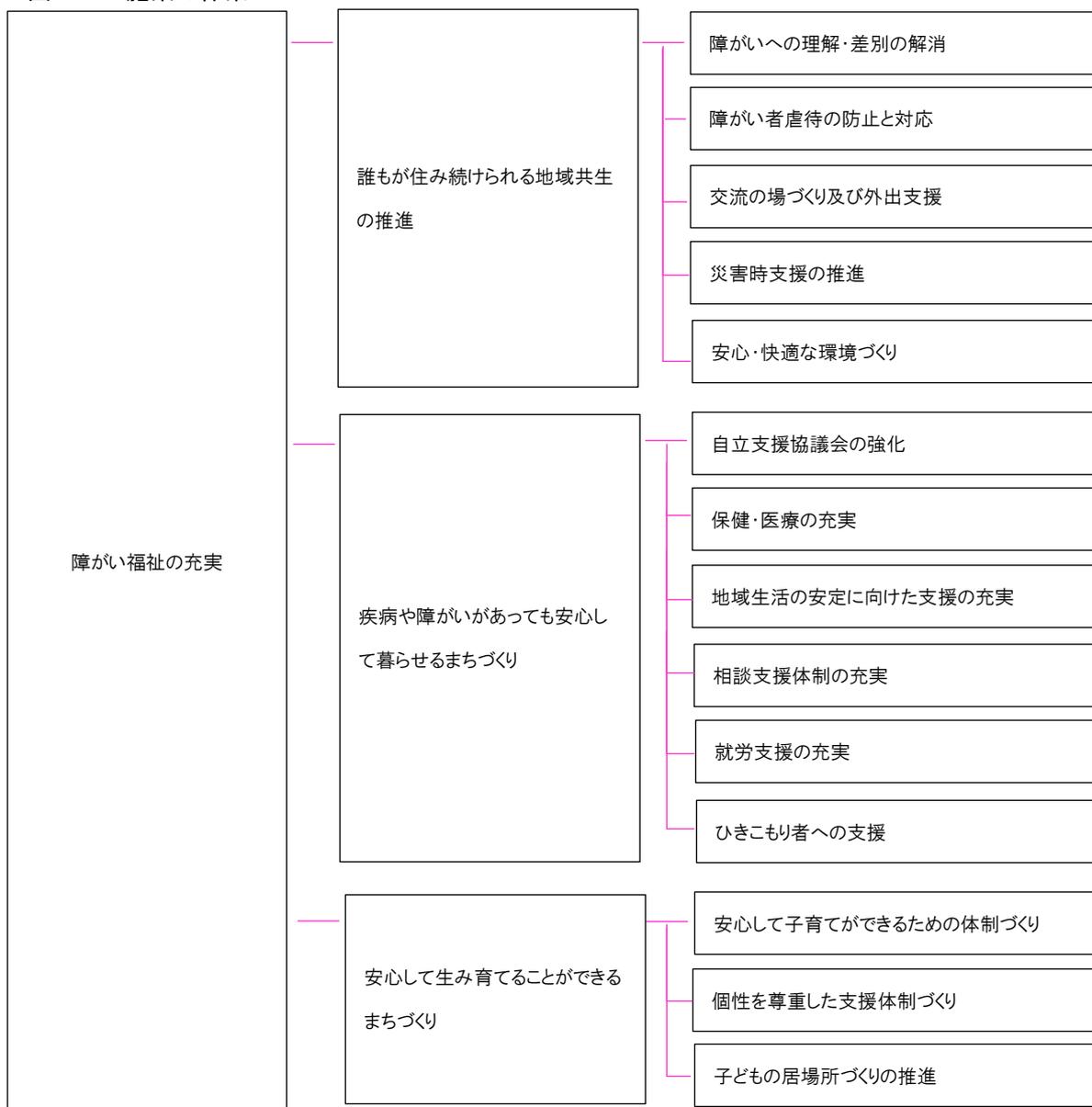
1) 方針

障がい者福祉を充実させ、すべての人がいきいきと輝いた生活が送れ、人権を尊重し、互いに支え合うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等が連携し、人にやさしい共生のまちづくりの実現をめざします。そのためには、誰もが住み続けられる地域共生の推進、疾病や障がいがあっても安心して暮らせるまちづくり、安心して生み育てることができるまちづくりを行っていきます。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図2-2 施策の体系



(3) 主要施策

1) 誰もが住み続けられる地域共生の推進

障がいへの理解・差別の解消、障がい者虐待の防止と対応を行います。

また、交流の場づくり及び外出支援、災害時支援の推進、安心・快適な環境づくりを行います。

【主な事業】

- ① 支え合いの地域づくり事業
- ② 福祉避難所指定促進等事業

2) 疾病や障がいがあっても安心して暮らせるまちづくり

自立支援協議会の機能強化、保健・医療の充実、地域生活の安定に向けた支援の充実、相談支援体制の充実を図ります。

また、就労支援の充実、ひきこもり者への支援を行います。

【主な事業】

- ①相談支援体制整備事業
- ②自立支援給付事業
- ③地域生活支援事業
- ④自立支援医療事業
- ⑤障害児(者)医療費助成事業
- ⑥相談支援事業
- ⑦重層的支援体制整備事業

3) 安心して生み育てることができるまちづくり

安心して子育てができるための体制づくりや、個性を尊重した支援体制づくり、子どもの居場所づくりの推進を図ります。

【主な事業】

- ①障害児通所支援事業
- ②相談支援事業

3

地域福祉の充実

関連する
SDGs



(1) 課題

- 若年世代の流出や少子・高齢化により地域における支え合いが弱体化しています。また、8050問題やヤングケアラーなど介護や子育て、障がい、住まい、就労等が絡み合い複雑化、複合化し、従来の支援では対応できないケースが顕在化しています。世帯が抱える困りごとを受け止めてつなげる、分野横断的な多機関協働型の包括的支援体制の整備が急務です。
- 令和4年10月には、令和2年以降の女性の自殺者数の増加や小中高生の自殺者数が過去最悪の水準となったことから、国において「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、本町においても、自殺対策を総合的に推進していく必要があります。

(2) 施策の方針と体系

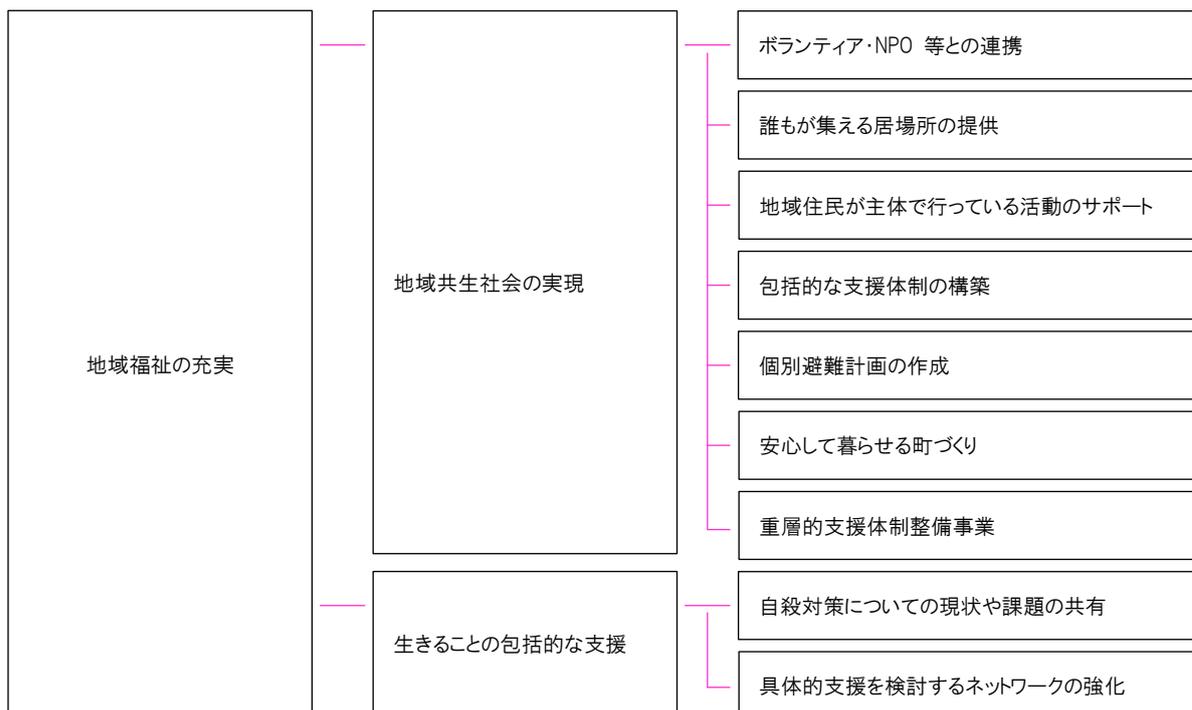
1) 方針

地域での包括的支援体制構築のために、地域社会全体での福祉推進、総合的自殺対策を推進し、地域共生社会の実現、生きることの包括的な支援を行います。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図23 施策の体系



(3) 主要施策

1) 地域共生社会の実現

地域社会全体で高齢者、障がい者、子どもを支えていく地域社会づくりを目指して、社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携を密にするとともにボランティア・NPO 等との連携を図ります。地域福祉の拠点としては「あったかふれあいセンター」を重要な拠点とし、子どもから高齢者まで誰もが集える居場所を提供し、地域ニーズの把握や課題解決に努めるとともに、地域住民が主体で行っているミニデイサービス、るんるん若ガエル体操及びサロン等の活動のサポートを行います。

また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域に対する支援を通じて重層的なセーフティーネットを整備するため「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。なかでも、重層的支援体制整備事業実施計画に基づき、重点施策として実施される農福連携事業では、生きづらさを抱えた方が社会へ一歩踏み出す事ができるよう支援を行い、支援者としては多機関の方々と協働で必要な支援体制や仕組みを作り、地域づくりの取組を進めます。

なお、将来、大災害の発生が予想される中で、高齢者、障がい者が災害時に孤立しないように、地域の協力を得ながら災害時要配慮者支援につながる個別避難計画の作成を行うとともに、福祉避難所の機能充実を図っていきます。また、災害時に住民支援の拠点となる「すこやかセンター伊野」の施設管理を滞りなく行うことで、いつでも安心して暮らせる町づくりを目指します。

【主な事業】

- ①ミニデイ補助事業
- ②複合福祉施設管理
- ③あったかふれあいセンター事業
- ④福祉避難所指定促進等事業
- ⑤災害時要配慮者支援
- ⑥社会福祉関係団体への補助
- ⑦重層的支援体制整備事業

2) 生きることの包括的な支援

重層的支援の推進とともに自殺の要因となりうる様々な問題や心の痛みを抱えている人への支援に向けた人材育成や本町の自殺対策についての現状や課題の共有、施策や具体的支援を検討するネットワークを強化します。

【主な事業】

- ①重層的支援体制整備事業
- ②自殺対策強化事業



第3章

多彩な産業と観光が展開され、活力ある まちづくり（産業・観光）



1 農林畜水産業の振興

1

農業の振興

関連する
SDGs



(1) 課題

- 資材単価や燃料価格の高騰、有害鳥獣被害が年々増加する等、農業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。また、このことに加え、農産物の輸入自由化等による価格の低迷や収益性の低さから農業従事者の高齢化と担い手の減少等、離農される農家が後を絶ちません。
- 農地、農道の維持管理も人手不足により、耕作地への搬入・搬出作業が難しくなり、中山間地域も含め、耕作放棄地の増加や農業の衰退が懸念されます。
- 地域農業の実態に応じた営農支援や担い手等の確保・支援に加え、耕作放棄地対策について、関係機関と連携して地域農業のあり方の検討が必要です。また、安心・安全な農産物の生産・販売促進や稼げる農業に向けた取組支援が必要です。

(2) 施策の方針と体系

1) 方針

稼げる農業の実現に向けて、厳しさを増す農業を取り巻く環境への対応や農業従事者の高齢化と担い手の減少への対策、関係機関と連携した地域農業のあり方の検討を進めていきます。厳しさを増す農業を取り巻く環境への対応については、地産地消の推進、有害鳥獣対策の推進、耕作放棄地対策を行います。農業従事者の高齢化と担い手の減少への対策では、新規就農者の確保、育成を行います。また、関係機関と連携した地域農業のあり方を検討し、集落活動への支援、農業生産基盤の整備を行います。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図 2 4 施策の体系



(3) 主要施策

1) 地産地消の推進

地域で収穫された農作物を地域で消費する地産地消を進めるため、道の駅・直販所等の有効活用を図るとともに、小中学校の給食をはじめ、その他の公共施設での地場農産物の活用と、食育を推進します。

県の試験研究機関・農業振興センターやJ A・農業公社等と連携し、安全・安心な農作物の栽培や高付加価値農作物の栽培等を推進します。

消費者のニーズに合った農産物・農産加工品の開発や、生産者の顔が見える新しい流通形態への取組支援等、6次産業化の推進や地産外商により消費拡大を図ります。

【主な事業】

- ①地産地消推進事業
- ②吾北育苗研修センター管理運営委託事業

2) 有害鳥獣対策の推進

有害鳥獣の個体数を抑制するための捕獲活動を充実させるために、各地区の猟友会と連携を図り猟友会員による巡視及び捕獲を推進します。また、侵入防止柵等に対する補助により、農作物の被害防止を推進します。

新たな有害鳥獣の捕獲の担い手を確保することで被害の軽減を図るため、引き続き狩猟免許取得等の補助を行っていきます。

【主な事業】

- ①有害鳥獣対策推進事業

3) 耕作放棄地対策

本町が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づく利用権等設定や農地中間管理機構、農業公社、農業委員会と連携した農地の貸借・農作業受委託の斡旋を促進します。

【主な事業】

- ①耕作放棄地対策等推進事業

4) 新規就農者の確保、育成

経営が不安定な就農初期段階の青年就農者等に対して、新規就農者育成総合対策事業の活用や、農業技術の習得支援や賃貸借による耕作地の確保、レンタルハウス・利子補給による初期投資の軽減等の支援制度の充実を図ります。

認定農業者、指導農業士の育成や、就農意欲のある青年等が営農定着できるよう、いの町農業公社や高知県農業会議が実施する研修事業を活用し、新規就農者の育成を推進します。また、地域の話し合いを推進し、実情に合った各種補助制度を有効に活用できるよう支援を行います。

中山間地域においては、吾北育苗研修センターの施設及び機器の故障・劣化箇所の修繕・改修し、機能を回復することで、育苗、栽培、研修に適した環境を確保します。

【主な事業】

- ①新規就農者の確保、育成事業
- ②吾北育苗研修センターハウス修繕工事事業

5) 集落活動への支援

国の中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金の活用等により、地域社会の維持、耕作放棄地の解消と優良農地の保全等に努めるとともに、各制度の集落協定から発展する集落営農を担い手として位置づけ、農業機械の共同利用や受委託、園芸品目の共同生産等を行う集落営農の組織化、育成に取り組みます。

機械や施設の共同利用の促進等により、省力化、低コスト化を促し、経営体質強化を図ります。

【主な事業】

- ① 集落活動への支援

6) 農業生産基盤の整備

生産性向上と農業の近代化を図るため、ほ場整備、農道、耕作道、用排水路施設等の農業生産基盤の整備を推進します。

令和5年度から沖田地区において、高知県ほ場整備推進事業を活用し、計画策定の基礎となる情報を収集中です。今後は、高知県と連携を図り、ほ場整備を推進していきます。

また、大規模自然災害等に備え、地域の農道の防災・減災対策や橋梁等の老朽化対策を一体的に実施します。

【主な事業】

- ①農業農村整備事業
- ②町単独事業

7) 農業経営の安定化の推進

修繕補助事業により、農家や集落営農組織等の経営維持、意欲向上を図り、併せて集落営農の組織化を進めていきます。

地域で収穫された農作物を地域で消費する地産地消を進めるため、道の駅・直販所等の有効活用を図ります。

【主な事業】

- ①道の駅管理運営委託事業
- ②地域営農支援事業(農業用機械・施設整備)
- ③農業用機械修繕支援事業

2

林業の振興

関連する
SDGs



(1) 課題

- 本町の民有林は、人工林の占める割合が高く（人工林率は約67%）、その蓄積量は約1,150万m³と量的に充実していますが、山元立木価格の長期低迷等により、森林所有者の林業経営への関心が薄れていることなどにより、適切な利用・管理がなされていない箇所も見受けられます。
- 本町における林業就業者数は、ここ数年は80人前後と横ばいで推移していますが、10年間で20人程度減少しています。
- 本町における林道（林道及び林業専用道）の令和5（2024）年度末の総延長は237kmとなっていますが、路網密度が低く、10トン積以上のトラックが通行できる林道の整備も遅れています。

(2) 施策の方針と体系

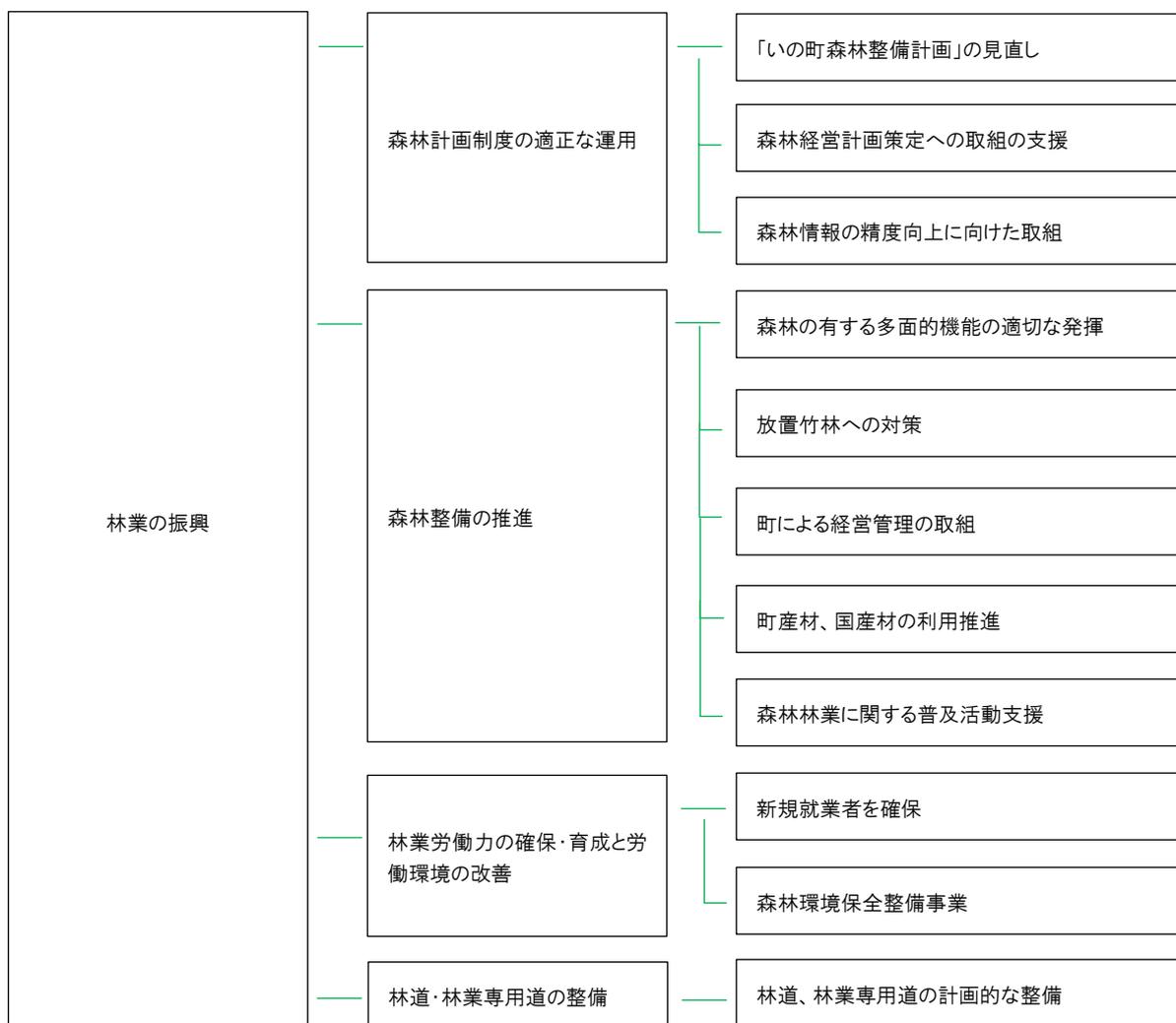
1) 方針

林業経営体を実施する森林整備等への支援の継続・充実を図るとともに、森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査などを進め、健全な森林づくりと森林の適正な利用・管理につなげます。また、林道及び林業専用道の整備を進めます。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図25 施策の体系



(3) 主要施策

1) 森林計画制度の適正な運用

本町の森林整備のマスタープランである「いの町森林整備計画」について、より実効性かつ分かりやすいものへ必要に応じて見直しを進めるとともに、その内容についての積極的な広報に努めます。また、森林資源を持続的に利用するためのツールである森林経営計画の認定責任を果たすとともに、林業経営体等による森林経営計画策定への取組を積極的に支援します。

なお、森林・林業施策を進める上での基礎データとなる森林情報の精度向上に向けた取組も進めます。

【主な事業】

- ①森林整備地域活動支援交付金事業

2) 森林整備の推進

森林の有する多面的機能の適切な発揮に向けては、資源として充実している人工林を中心に、引き続き、保育等の取組や齢級構成の平準化に向けた主伐・再造林の取組などニホンジカ等による被害防除対策を含めた幅広い支援を展開します。そして、近年、社会問題化している放置竹林への対策をさらに加速化していきます。また、森林経営計画の作成を通じた施業の集約化に加え、森林経営管理法に基づく森林所有者の意向調査結果を踏まえた町による経営管理の取組を進めます。さらに、町産材をはじめとする国産材の利用を推進する取組を進めるとともに、森林林業に関する普及活動に対する支援にも引き続き取り組みます。なお、これらの取組を推進するに当たっては、森林環境譲与税を有効に活用していくこととしています。

【主な事業】

- ①森林(もり)づくり交付金事業
- ②里山再生支援事業
- ③森林経営管理意向調査
- ④市町村森林経営管理事業
- ⑤木質環境整備促進支援事業
- ⑥森とのふれあい促進支援事業

3) 林業労働力の確保・育成と労働環境の改善

林業労働力の確保に向け、継続して新規就業者を確保するとともに、人材育成や労働環境の改善等を通じて定着率を高めていく取組を森林環境譲与税も活用し林業経営体への支援を展開します。

【主な事業】

- ①林業労働安全衛生対策事業
- ②林業労働力確保育成支援事業

4) 林道・林業専用道の整備

林道、林業専用道は、林業における最も重要な生産基盤です。これらの整備は、作業現場へのアクセス改善、高性能林業機械の導入による安全性の向上、災害時の搬送時間の短縮等が期待でき、林業の労働条件の改善にも大きく寄与することから、計画的に推進します。

【主な事業】

- ①森林環境保全整備事業
- ②地方創生道整備推進交付金事業
- ③農山漁村地域整備交付金事業
- ④町単独事業



3

畜水産業の振興

関連する
SDGs



(1) 課題

- 水産業については、仁淀川・吉野川では、漁業協同組合が、漁場の管理事業等を行っています。今後も禁漁期間の調整、稚魚・成魚の放流等、自然との共生、資源保護のための事業展開が必要です。
- 後継者不足、高齢化等により、飼養頭数が年々減少傾向にあります。後継者対策や管理基準に即した家畜排せつ物の管理や堆肥としての利用促進等、耕畜農家連携による取組が必要となっています。
- 本川手箱きじは提供商品の開発を図り、再度購入する購買者が増えています。地域の畜産物について、一般への販路強化により取り組むとともに、飲食業者のニーズを踏まえた商品開発が必要です。

(2) 施策の方針と体系

1) 方針

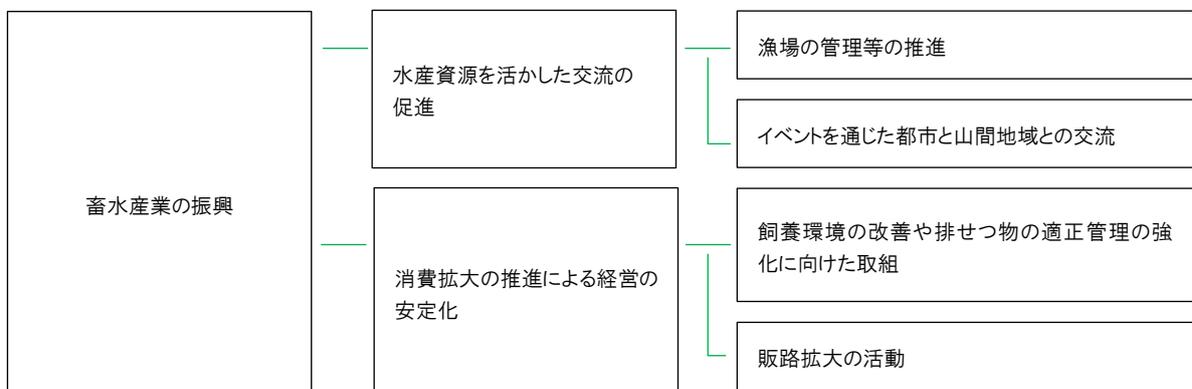
水産資源を活かした交流を促進し、水資源の活用による事業展開を進め、水産業の管理につなげます。

後継者不足・販路拡大への対応をしていくためには、安全で安定的な畜産物の供給を図り、消費拡大の推進による経営の安定化を行います。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図 2 6 施策の体系



(3) 主要施策

1) 水産資源を活かした交流の促進

水産業については、漁業協同組合と連携して、漁場の管理等を推進します。

また、内水面漁業と親水性レクリエーションを活かした観光漁業等の育成を図るとともに、「あめご釣り大会」の開催等のイベントを通じて都市と山間地域との交流を促進します。

【主な事業】

- ① イベント支援事業

2) 消費拡大の推進による経営の安定化

消費者に安全な畜産物を供給するため、飼養環境の改善や排せつ物の適正管理の強化に向けた取組を推進します。農業協同組合や県畜産試験場・耕種農家等と連携し、生産技術の向上、生産コストの低減、畜産品の特産品化、排せつ物の堆肥化に努めることにより、経営の安定化を図ります。

本川地域の特産品である本川手箱きじは、法人化により経営体の基盤が強化されました。今後は、より安定した経営のため販路拡大の活動を強化し、商品の品質向上を図っていきます。

【主な事業】

- ① 畜産振興事業



1

商工業・サービス業の振興

関連する
SDGs



(1) 課題

- 大型店の郊外への進出やコンビニ、ドラッグストアの増加、ネットショッピングの普及等の影響を受けるとともに、経営者の高齢化や後継者不足により、個人店舗は減少しています。事業者や町民、商工会などの関係団体と協力して、地域の方々が暮らしやすいまちづくりのための商業の振興を図る必要があります。
- 技術の高度化や地域特性を活かした、より付加価値の高い新製品の開発を推進する等、製紙業も含め、産業の高度化と経営の合理化を図っていく必要があります。
- 人口減少に伴い、事業者においては人材確保が困難となっています。中山間地域の雇用の場に関しても、職種が限定的なため、新たな産業も含め対策が必要です。

(2) 施策の方針と体系

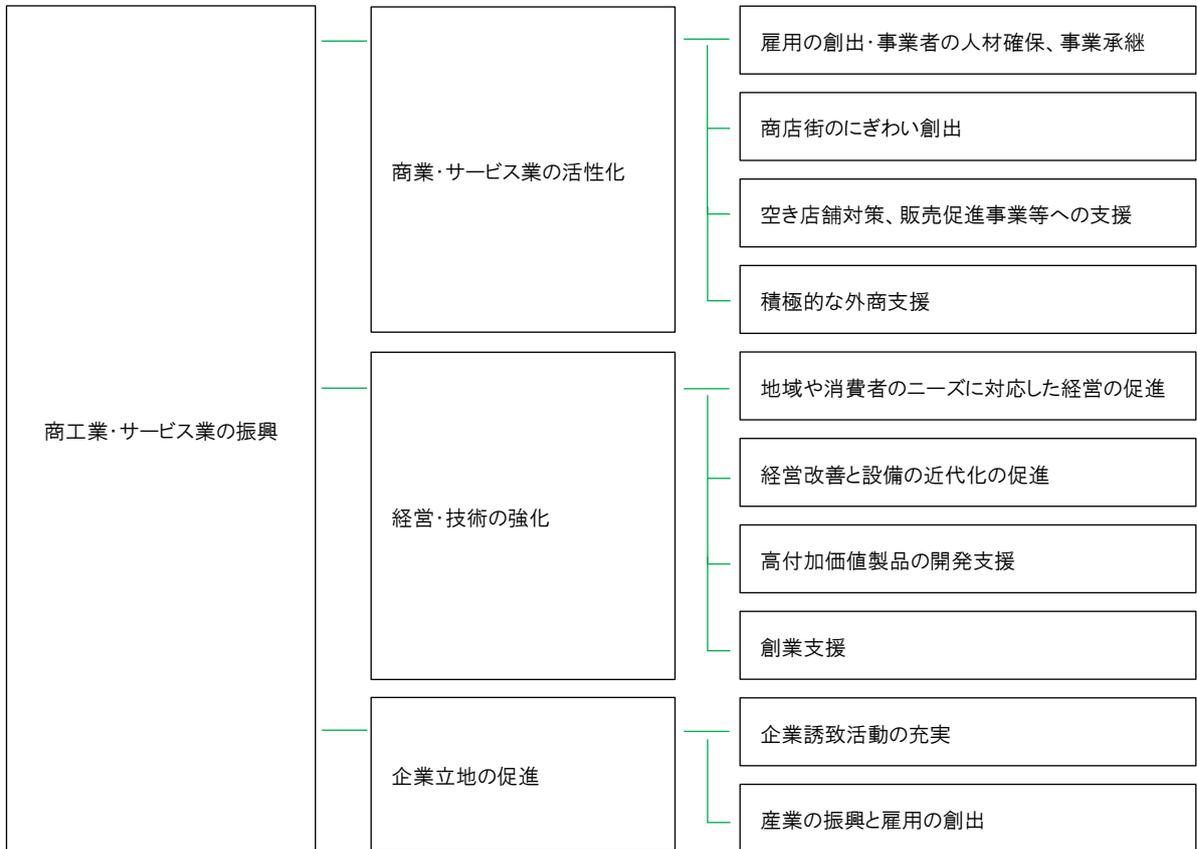
1) 方針

持続可能な事業の実現のために、地域の方々が暮らしやすいまちづくりのための商業の振興、産業の高度化と経営の合理化、雇用の場の創出を図ります。商業・サービス業の活性化を行うことで、地域の方々が暮らしやすいまちづくりのための産業を振興します。また、産業の高度化と経営の合理化のための経営・技術の強化を行います。さらに、雇用の場を創出するために、企業立地の促進を行います。高知自動車道伊野インターチェンジ及び高知西バイパス1 km以内の農地、国道及び主要県道周辺での地区計画において、企業誘致の推進を図り産業の振興と雇用の創出を目指します。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図27 施策の体系



(3) 主要施策

1) 商業・サービス業の活性化

雇用の創出・事業者の人材確保、事業承継を目的とし、事業者と連携した取組を推進します。中心市街地においては、紙の博物館や紙の歴史を伝える街並みとともに、仁淀川や生姜といった地域資源を活かし、商店街のにぎわい創出を図ります。商工会や商業振興会と連携して、空き店舗対策やイベント、販売促進事業等への支援を行い、魅力あるまちづくりを促進します。また、特徴ある地域資源などを活用した商品・製品の販路拡大・消費拡大に関する取組に対し、積極的な外商支援に努めます。

【主な事業】

- ①商業活性化事業
- ②特定地域づくり事業

2) 経営・技術の強化

経営診断等を踏まえた商工会の適切な経営指導により、特色ある品揃えや無店舗販売・移動販売等の販売形態等、地域や消費者のニーズに対応した経営の促進を図ります。

商工会と連携し、経営診断、経営指導、融資制度の充実や講習会の実施等を通して経営者の意識高揚と経営強化を図るとともに、後継者の育成、各種制度資金の活用等により経営改善と設備の近代化を促進します。

製紙業については、雇用の受け皿として更なる発展が図られるよう、技術の高度化や消費者ニーズにあった高付加価値製品の開発、生産性の向上等を目指す積極的な企業取組を高知県や産業支援機関、業界団体等と連携し支援します。

また、独自の技術力、製品力を有する企業、グループ、個人等の新たな分野への進出や創業を支援するため、高知県や産業支援機関、業界団体等と連携し、関係機関等への橋渡しやきめ細かな情報提供を行います。

【主な事業】

- ①経営・技術強化事業

3) 企業立地の促進

高知県や関係機関と連携し、企業の立地動向に関する情報収集に努め、遊休地、遊休施設等の情報提供を行う等企業誘致活動の充実を図ります。

高知自動車道伊野インターチェンジ及び高知西バイパス1 km以内の農地において、企業誘致の推進を図り産業の振興と雇用の創出を目指します。

また、同じく伊野インターチェンジ及び高知西バイパス1 km以内や国道及び主要県道周辺での地区計画において、企業誘致の推進を図り産業の振興と雇用の創出を目指します。

【主な事業】

- ①企業立地促進事業



関連する
SDGs

(1) 課題

- 本町における手すき和紙の工房数は、わずか6軒となり、そのすべてが家内工業で生産されています。職人の高齢化により、後継者の育成が求められています。
- 原料生産者や生産量の把握と確保を行うことで、将来に渡って持続可能な生産の仕組みづくりを推進していく必要があります。
- 紙の博物館では、「土佐和紙」を後世に残す取組を行っています。幅広い世代に和紙に親しむ展示会の開催など、紙に関係する多種多様な展示会を開催し、継続的に「土佐和紙」を発信することにより認知度及び消費の拡大に努めていく必要があります。
- 土佐和紙の伝統を守っていくためには、後継者の育成を図るとともに、原料の安定した確保に努めます。市場ニーズにマッチした商品開発と販路拡大に積極的に取り組み、需要と供給双方を拡大させていくことが重要な課題です。

(2) 施策の方針と体系

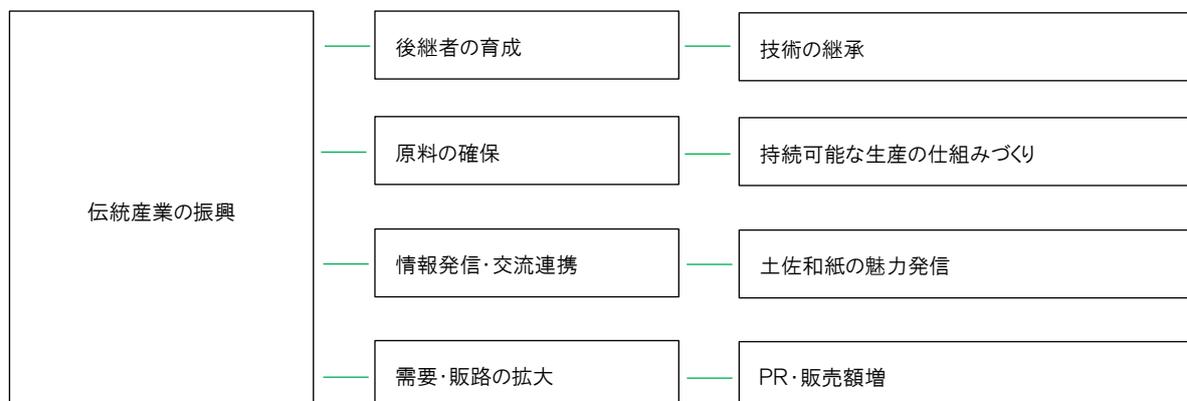
1) 方針

伝統産業である土佐和紙産業を継承するために、土佐和紙産業の後継者の育成による後継者対策、原料生産者や生産量の把握と確保、土佐和紙の情報発信・交流連携による認知度向上と消費拡大、市場ニーズにマッチした商品開発と需要・販路拡大を図ります。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図28 施策の体系



(3) 主要施策

1) 後継者の育成

高知県や産業支援機関、高知県手すき和紙協同組合と連携し、手すき和紙職人や道具職人の後継者育成を図ります。

【主な事業】

- ①後継者育成事業

2) 原料の確保

原料生産者及び生産量の把握を行い、持続可能な生産の仕組みづくりのための取組を推進します。

【主な事業】

- ①原料確保事業

3) 情報発信・交流連携

土佐和紙の技や伝統を学校教育や観光資源、地域間交流や国際交流等で活かすことで、郷土への愛情や誇りを育み、土佐和紙の魅力と土佐和紙の息づく地である「いの町」を発信していきます。

【主な事業】

- ①情報発信・交流連携事業

4) 需要・販路の拡大

高知県や産業支援機関、高知県手すき和紙協同組合、紙の博物館、土佐和紙工芸村と連携して、使用者・消費者ニーズにあった高付加価値商品や新商品の開発を進めます。

紙の博物館や土佐和紙工芸村を活用して、土佐和紙に直接触れて知ってもらう機会を作り、PRとともに、土佐和紙商品の販売額増を目指します。

【主な事業】

- ①需要・販路拡大事業



関連する
SDGs

(1) 課題

- 自然の中での体験や冬季の山岳観光は、季節や天候の影響により実施ができず、行き先を失った方を受け入れる環境が整っていません。それに伴い、観光客を取りこぼしている状況です。また、宿泊施設や飲食店などの事業者が少ないことから、通過型観光となっており、周辺観光資源をつないだエリア全体での受入体制の充実が必要となっています。
- SNSの普及により、仁淀ブルーやにこ淵など特定の観光スポットに観光客が押し寄せ、渋滞が発生するなど、町民生活にも影響が出ています。一方、グリーン・パークほどのなど、従来の観光施設は、ニーズにあわせた施設改修や修繕が課題となっています。
- 「豊かな自然と心に出会えるまち」として自然と伝統、産業と町民が一体となった総合的な「観光資源」を創造し、発信を強化していく必要があります。

(2) 施策の方針と体系

1) 方針

魅力ある地域資源を活かした観光の実現のためには、地域周遊につながる対策、観光客を取りこぼさない取組、総合的な「観光資源」の創造が必要です。観光資源の整備と有効活用を行い、地域周遊につなげます。また、観光客を取りこぼさない取組では、受け入れ体制の整備・充実、観光振興対策の充実を行います。さらに、広域連携事業の取組により総合的な「観光資源」の創造につなげます。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図29 施策の体系



(3) 主要施策

1) 観光資源の整備と有効活用

紙の文化遺産や史跡、歴史的町並み等本町の持つ豊かな歴史、文化、特産品を活かして、観光ルート化や観光施設・資源のネットワーク化を進めます。

また、自然資源の体感を基本に、リバーアクティビティやバーベキュー、生姜の収穫体験、まちあるきツアーなど特徴ある体験メニューを整備します。

4つの温泉施設が連携を通して、各施設の特徴を発信し、来訪者が十分満足できるよう連携強化に努める。来訪者を他の観光施設にも誘引できるよう観光協会、紙の博物館の案内機能の充実を図ります。

オーバーツーリズムの未然防止対策等により、持続可能な観光事業を推進し、一部観光地からの観光客の分散化を図り、周辺施設等への周遊に繋がります。

【主な事業】

- ①オーバーツーリズム未然防止対策事業

2) 受け入れ体制の整備・充実

施設の改修や看板・パンフレット等の多言語化、キャッシュレス化、観光事業者の研修等を進めることで、インバウンドを含めた受け入れ環境の充実を図ります。

3つの道の駅や仁淀川にここ館、水辺の駅あいの里 仁淀川、レストパークいの等との連携を密にし、特産品や豊かな自然、歴史、文化等の地域の魅力を案内する場として有効活用を図ります。

SNSやインターネット等各種メディアを利用した宣伝・情報発信を強化します。また、観光ガイドや山岳ガイド等の育成を図り、受け入れ体制を強化します。併せて、観光施設等の整備、分かりやすい観光看板・観光パンフレット等の観光案内機能の充実を図ります。

【主な事業】

- ①観光施設整備事業
- ②観光施設改修事業
- ③観光施設管理委託事業

3) 観光振興対策の充実

いの町観光協会を中心とした観光振興の推進体制の強化を図ります。いの町産の食材を使ったお土産やメニュー開発し、観光客が楽しめる店を増やします。併せて、交流人口の増加と本町の認知度向上のため、地域資源を活かしたイベントを開催します。

【主な事業】

- ①観光協会等補助金事業

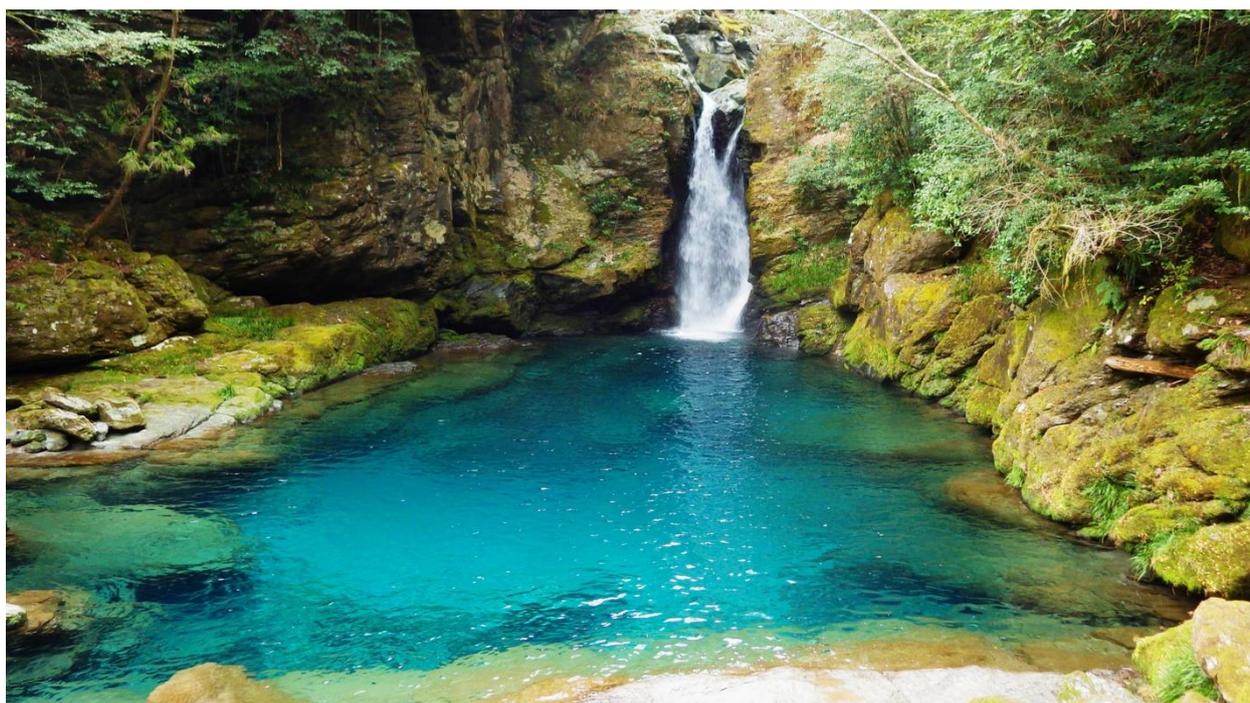
4) 広域連携事業の取組

仁淀川流域6市町村（土佐市、いの町、越知町、佐川町、仁淀川町、日高村）が連携し、流域の観光活性化を目的に設立された仁淀ブルー観光協議会とともに、観光サービス産業の拡大を図ります。

石鎚山系4市町村（西条市、久万高原町、いの町、大川村）が連携し、利用者の満足度向上を目指す一方、雄大な石鎚山系を持続可能な資源とするための多面的な取組を行います。

【主な事業】

- ①仁淀ブルー観光協議会運営事業
- ②新しい地方経済・生活環境創生交付金事業



第4章

人や文化を育む心豊かなまちづくり
(教育・文化)



すべての子どもが輝く教育の推進

関連する
SDGs



(1) 課題

- 子どもたちの学力を分析し、どのように力をつけていくかを共通理解して取り組むことが必要です。基礎的な学力の確実な定着のために、家庭学習の充実を図るための取組が必要です。また、児童の様々なスポーツ活動のきっかけになるよう各関係団体との連携を深め、より協力して進めていくことが必要です。
- 情報化の進展や性の多様性など、時代に応じた新しい課題があり、学習内容の工夫や改善を行う必要があります。
- 全教育活動を通して、子どもたちの良さを認めていく必要があります。
- 保幼認小中の連携の中で引き継ぎは行われていますが、接続期の子どものみを対象としたものにとどまることが多くありました。教職員の研修や交流の機会を計画的に行い、共通の目標を設定し、取り組む必要があります。
- ICT 活用において、心身に及ぼす影響にも留意しつつ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に活かすことが今後の課題です。地域の実情に応じ、インターネットやスマートフォン等の正しい使用方法や危険性についてより幅広い世代に啓発していくことが必要です。
- 児童生徒が、将来の夢や目標を持つことができるよう、様々な体験や専門人材の話を聞く機会を通して、自分の得意分野、興味関心などを基にして自分の将来のイメージを膨らませる取組を拡充することが課題です。
- 子ども一人ひとりの特性や発達過程に応じた支援、家族支援など多岐に渡る専門性が求められています。限られた人員と時間の中で、専門性向上のための研修や勉強会への参加の機会をいかに確保していくかが課題です。

(2) 施策の方針と体系

1) 方針

知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、道徳教育や体力等の充実により、豊かな心や健やかな体を育成し、「知・徳・体」の調和がとれ自らの人生を切り拓き社会で生き抜く「生きる力」の育成に努めます。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図30 施策の体系



(3) 主要施策

1) 基礎学力定着と向上の取組の推進

県教委の指導主事等の訪問や、公開授業に関する訪問等を活用して、各校が研究主題達成のために行う授業研究を支援し、主体的・対話的で深い学びに向けた授業展開を考察します。また、訪問時に校長と研究の進捗状況を共有し、計画的に研究を進めます。

児童生徒が自分の希望の進路を実現するために十分な学力が身につくよう、単元テストや標準学力調査等を行い、個々の支援に役立てます。

児童生徒の基礎学力の定着を図ることを目的として、授業中や放課後に学習支援員を配置し、学習環境の充実を図ります。

児童生徒が「何のために学習をするのか」を考えて自主的に家庭学習に取り組めるように支援します。

【主な事業】

- ①教職員の指導力向上
- ②標準学力調査結果等の活用
- ③放課後等における学習支援事業

2) 健康・体力向上の取組の推進

スポーツテストの結果を活用し、主体的・対話的で深い学びへとつながり、児童生徒が楽しんで運動に取り組めるように ICT 等の活用を支援します。

むし歯予防と歯周病予防の大切さを理解してもらうため、各園・小中学校で歯科衛生士などによる歯科指導を行います。また、園や学校間の格差解消のため町内の全園と町立小中学校がフッ素洗口を実施できるよう支援します。

関係団体と連携し小学生がスポーツ活動を始めるきっかけづくりや体力向上の取組を推進します。

未就学児とその保護者を対象として、親子運動遊び教室を実施することで、家庭でも簡単にできる運動遊びを体験してもらい、基礎体力の向上と親子で遊ぶ時間の確保を推進します。

【主な事業】

- ①スポーツテスト結果等の活用
- ②歯・口の健康づくり
- ③小学生スポーツ教室
- ④家庭教育支援基盤形成事業

3) 道徳教育の推進

「高知の道徳」を活用して道徳的な価値について親子で話をするきっかけを作ります。道徳参観日を設け、学校での取組を広く地域に発信します。

各校の取組を共有し、その成果を持ち帰り、自校の教育活動全般の取組の参考とすることで、道徳性の向上を図ります。

各種アンケート結果から、児童生徒の道徳性を客観的に把握し日々の取組に役立てます。

命の尊さを実感し、自分や他人を大切にできる子どもを育成します。

【主な事業】

- ①家庭や地域における道徳教育の推進
- ②道徳教育推進教師の研修の充実
- ③アンケート結果の活用による現状把握と支援
- ④いのち育て事業

4) 人権教育の推進

各校の実態に沿った教育計画により、計画的に人権教育を推進します。各校での「人権参観日」の設定や、県の「教職員（PTA）人権教育研修」の活用など、あらゆる機会をとらえて人権課題を考える機会を設けます。

各クラスの人権意識が高まっているかを把握するために各種アンケートを実施し、結果を個々の支援に役立てます。

町民の人権課題への認知・関心を高めるために、講座や映画の上映等を行います。

【主な事業】

- ①学校における人権教育の推進
- ②児童生徒質問調査の活用による現状把握と支援
- ③町民講座

5) 自尊感情や自己肯定感を高める取組の推進

困った時や、いじめ等で学校生活がつらい時に、誰かに相談することは適切な対応であること、誰にどう助けを求めればよいかを学び、生涯のライフスキルとする取組を推進します。同時に、子どもたちからの SOS を受け取る大人側にも、SOS の出し方教育の周知や、相談を受けた際の適切な行動などを伝える取組も推進します。

【主な事業】

- ①SOS の出し方教育

6) 特別支援教育の充実と推進

関係機関と連携し、全ての子どもへの合理的配慮を適切に実施します。特別な教育的支援が必要な子どもの進学、進級の際には、「個別の指導計画」、「引き継ぎシート」、「つながるノート」等を活用した引き継ぎを実施します。また、子どもの適切な就学に向けて「教育支援委員会」を行います。

個々の現状に応じた教育を推進し、発達障がいなど特別な支援を必要とする児童の生活・学習の支援をしながら、学級担任とともに子ども同士をつなぎ、温かい関係性を築き、学び合い・高め合い・支え合う学級づくりに取り組んでいきます。

【主な事業】

- ①全ての子どもへの支援の充実
- ②特別支援教育支援員の配置

7) キャリア教育の推進

地域の文化や人材、地域産業など地域の実情に合った体験や学習を行うことで発達段階に応じたキャリア教育の充実を図ります。

地域の実情に合わせて、小学校・中学校が共通のテーマの下に日々の学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、将来の生き方を考えるためのキャリア・パスポートの作成を行います。

【主な事業】

- ①教育版「地域アクションプラン」
- ②キャリア・パスポート

8) 幼児教育・保育の充実

乳幼児期の保育・教育の質の維持・向上を図るため、保育士等の早期の募集により専門的知識を有するよりよい人材の確保に努め、よりきめ細やかな保育・教育を保障するために、職務及び責任の理解と自覚を基盤とし、職員の資質と専門性の更なる向上を目指して計画的な公開保育の実施や園内研修の充実を図ります。

保育所・幼稚園・認定こども園の代表者による幼児教育部会を中心に公開保育を実施し、参加者はその内容を所属園で伝達することで、子どもたちの成長発達を見通した環境構成や保育者の援助の在り方について研究を深め、幼児教育の質的向上を図ります。

【主な事業】

- ①人材の確保及び園内研修の充実
- ②幼児教育部会による研修の充実





(1) 課題

- 教職員の働き方改革を踏まえながら中心となる教職員を軸に地域との連絡を密にして内容の充実を図ることが課題です。
- 教職員の事務負担軽減を目指して、事務の簡素化・効率化等、更なる取組が必要です。
- 会計年度任用職員と教職員と情報共有する時間の確保が難しくなっており、効率的な情報共有が求められています。
- スクールソーシャルワーカーを含め、相談支援チームと学校とのより一層の連携が求められています。
- 各小中学校の校内研修を充実していく必要があります。
- 教員の長時間勤務が常態化しており、適宜校務分掌の見直しを行うことや、学校・教員が必ずしも担わなくてもよい職務について見直しが必要です。

(2) 施策の方針と体系

1) 方針

外部の専門人材の有効活用等により学校の教育活動の質的な向上や学校の組織的・協働的な取組を推進します。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図3-1 施策の体系



(3) 主要施策

1) 学校の組織力の強化

校長のリーダーシップのもと、全教職員が参画し策定する学校経営計画に基づき、組織を編成し、教務主任等を中心に年間計画を立案し、教職員間の連携を密に取りながら、風通しの良い組織づくりを支援します。また、各校が若年教員をはじめとする教職員の資質・指導力の向上を図るためにシステムを活用し、研修内容の充実のために支援をします。

【主な事業】

①組織力向上の取組

2) 学校における働き方改革の推進

勤務時間の管理を徹底し、長時間勤務者への産業医による面接指導やストレスチェックを行うなど、教職員の健康管理を行います。

部活動ガイドラインや長期休業中の一斉閉庁日、学校ごとの一斉退校日を設定するなど、働き方改革プランに基づいた取組を推進します。

教職員に「働き方改革に関するアンケート」を実施し、業務改善検討委員会（校長会・教頭会・共同事務室・教育委員会事務局）で共有し、それぞれの立場で業務改善を推進します。

【主な事業】

①働き方改革プランの実行及び検証

3) 学校事務体制の強化

「いの町学校事務共同実施活動計画書」に基づいて、定期的に共同実施を開催し、町立学校事務の企画・立案や、事務処理の相互チェック、若年事務職員の育成等を行うほか、事務職員未配置校への支援を行い、町立学校全体の学校事務の平準化や事務職員の資質向上、業務の改善・効率化を図ります。

【主な事業】

①学校共同事務室

4) 町雇用教育関係職員の適正配置

スクールソーシャルワーカー、教育指導員、教育相談員等の専門的な資格や経験を有する職員を適正に配置することにより、児童生徒・保護者の課題解決に努めます。

ICT の活用に精通した専門性を有する職員や、児童生徒の学習をサポートする学習支援員、部活動業務に従事する部活動指導員、教員の業務補助や校務の一部を担う教員業務支援員等の学校をサポートする職員を任用し、学校支援を行い、教員が児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、教員の業務負担軽減に努めます。

特別な支援を必要とする児童生徒に対応する特別支援教育支援員を配置し、きめ細やかな対応や個々の現状に応じた教育を推進します。

教員と専門的スタッフ等の連携により学校全体の組織力の向上が図られ、教員は、授業等子どもへの指導に専念することができ、児童生徒と向き合う時間が確保できる校内体制の構築を目指します。

【主な事業】

- ①町雇用教育関係職員の配置

5) 相談支援体制の充実

相談支援チームの支援訪問や支援会議を通じて、厳しい環境にある子どもへの支援の充実を図ります。

幼児教育と学校教育の連携・接続により、年長児のよりよい就学に向けての支援を充実します。

関係機関等との連携を図り、支援の必要な年長児から小中学生までの課題解決を図ります。

【主な事業】

- ①相談支援チームの支援訪問、相談支援チーム会議

6) 地域との連携・協働の推進

各学校の地域学校協働本部は、地域住民等の協力を得ながら継続して実施します。

地域学校協働活動が円滑に行われるよう学校運営協議会と地域学校協働本部が一体的に取組を進めるとともに、各校の実情に応じた取組の充実を図ります。

【主な事業】

- ①学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的な推進

7) 教育研究所との連携の強化

教育研究所専門部会や所外研究部会の推進、教育諸問題の解決を図るための各種研修会の開催や、校内研修の支援等研修の充実を図ります。また、リモート研修等、ICTを活用して、いかなる場合にも対応できる教職員研修を行います。

教育研究所資料センターにおいて、教育指導上必要な図書、視聴覚教材・ICT教材等の整備を図ります。

【主な事業】

- ①教職員研修事業
- ②資料センター整備事業

8) 中学校区での連携した教育の推進

中学校区ごとに学力面・生活面の共通の課題解決に向けた会が適切に設定されるよう支援をします。また、地域の実情に合わせて、園・小・中が共通の課題解決に向け専門人材を活用した取組を実施します。

【主な事業】

- ①中学校区連携の取組

関連する
SDGs



(1) 課題

- 産前産後は、保護者が精神的に不安定になるなど育児不安に陥りやすい時期のため、産前から医療機関と連携し、早期に対応することが必要です。各機関が持つ情報の共有を一層密にし、それぞれの立場で継続的・長期的に支援していく体制や、子育て世代が安心して、地域の大人や子どもと関わり、つながり合える機会の充実が求められています。
- 放課後児童クラブにおける職員配置の改善、開設場所や運営する人材の確保に努めます。また、すべての子どもの放課後における安全・安心な居場所の確保を図る観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進するとともに開設時間の延長についても必要に応じて検討します。
- 母子健康手帳交付時や乳幼児健診時、きらきらキッズ（食育大作戦）等で「朝食摂取」と「バランスのとれた食事」の大切さを伝えていく必要があります。さらに、小中学校においては、栄養教諭を中心に学校の全教職員が連携・協力して、朝食摂取や栄養バランス等の食の指導に関わることにより、小学生、中学生に対して、継続的かつ効果的な指導を行っていく必要があります。

(2) 施策の方針と体系

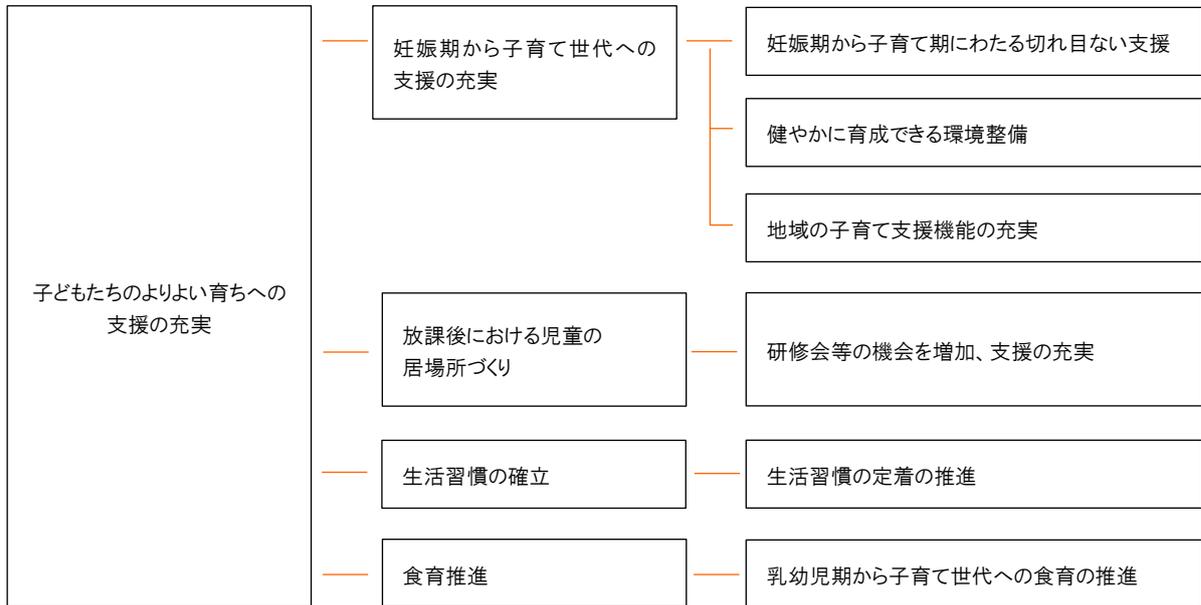
1) 方針

全ての子どもが持って生まれた「いのち」を育み、一人ひとりが尊重されるための教育、妊娠・出産から学齢期まで成長に応じた発達を支援するための施策等、子どもの健やかな成長につなげるための環境づくりを推進します。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図3 2 施策の体系



(3) 主要施策

1) 妊娠期から子育て世代への支援の充実

保健師等専門職が妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対し、地域の子育て支援事業等の情報提供、関係機関との連絡調整等、必要に応じ相談・助言をするなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。

全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

地域の子育て支援機能の充実に取り組みます。子育て家庭の交流の促進や相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供や講座等を実施します。また、地域ボランティアの確保や、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等、地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行います。

【主な事業】

- ①こども家庭センター事業
- ②乳児家庭全戸訪問事業
- ③地域子育て支援拠点事業

2) 放課後における児童の居場所づくり

放課後児童クラブや放課後子ども教室を利用している児童の安全・安心な居場所となるため、また支援員のスキル向上を目指すために、町主催の研修会や交流会の機会を増やし支援の充実を図ります。

【主な事業】

- ①町主催支援員研修会及び交流会

3) 生活習慣の確立

基本的な生活習慣や家庭学習等の状況を親子で点検する生活リズムチェックカードの活用を継続し、生活習慣の定着を推進します。また、各PTAに対し親子で生活習慣の定着に向けて取り組んでもらうよう働きかけを行います。

【主な事業】

- ①生活リズムチェックカードの活用

4) 食育推進

乳幼児期から子育て世代に対して、「朝食摂取」や「バランスのとれた食事」の大切さなど、食について学ぶ機会を使って、食育の推進を行っています。

小中学生に対しては、栄養教諭や養護教諭を中心に、教科等の時間や給食時間において「朝食摂取」や「バランスのとれた食事」の大切さと、給食を通じた地産地消について指導し、給食だよりを各家庭に配布し、啓発を行います。

地産地消を推進するために、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校給食に地場産食材を積極的に利用していくよう努めます。

【主な事業】

- ①乳幼児期から子育て世代への食育支援

4

保育・教育環境の充実

関連する
SDGs



(1) 課題

- 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校間及び小中学校間で共通の教育内容の理解を深め合い、指導方法の工夫や改善を図ることが必要です。
- 全国的に保育士が不足する中、町においても人材の確保が難しくなっています。
- 中山間地域の小学校児童確保のため、町ぐるみでの施策が必要です。
- 財政平準化を図りながら、計画的に施設の長寿命化やトイレ洋式化などに取り組む必要があります。
- 休校・休園施設について、具体的な利活用の方策を地域の意向も確認しながら、庁内協議などで早急に決定していく必要があります。

(2) 施策の方針と体系

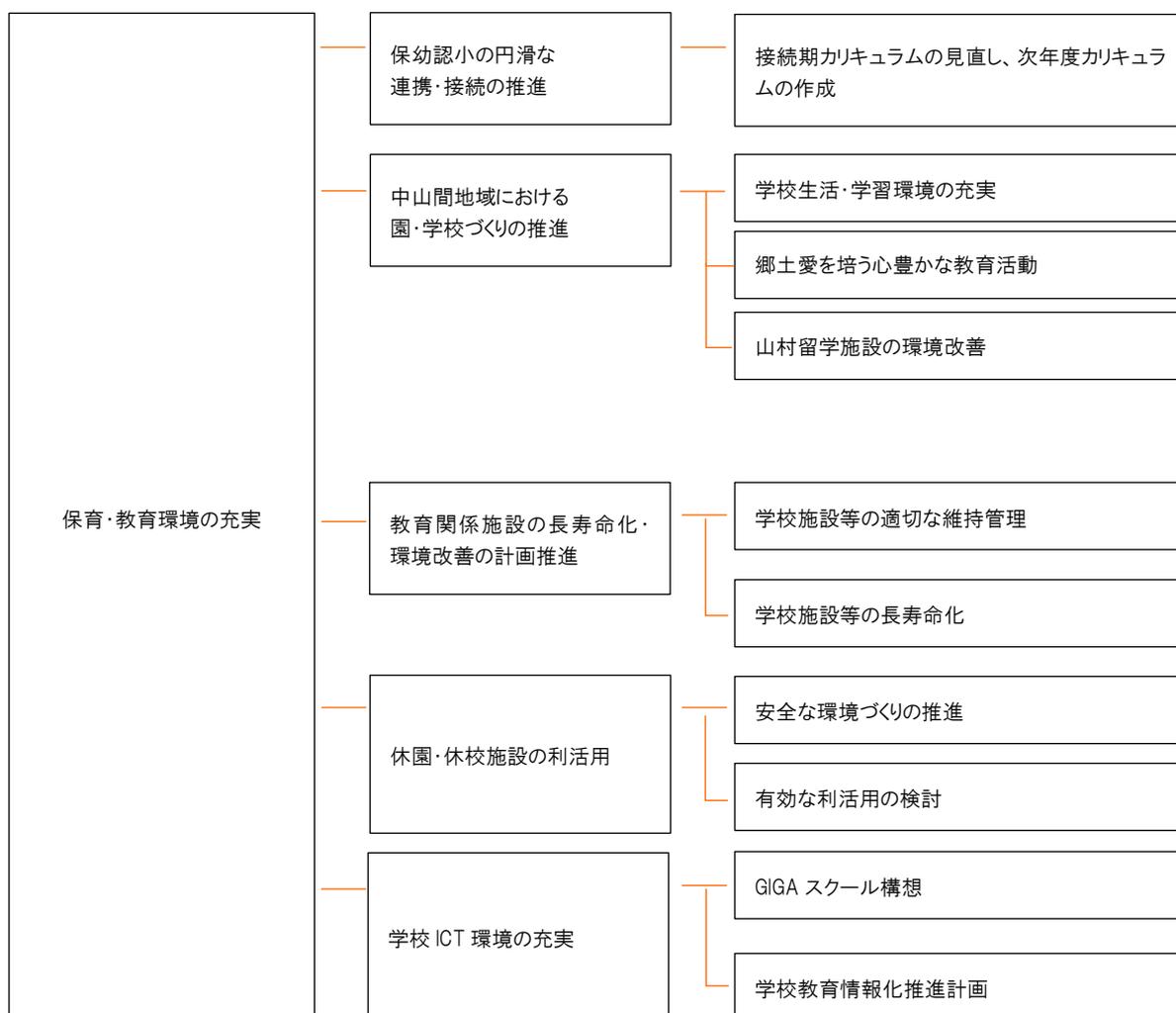
1) 方針

成長段階に応じて関わる教育機関の縦の連携及び福祉、保健、医療等の専門機関と家庭や地域社会との横の連携の充実を図ります。保護者の子育てと就労の両立を支援することにより、安心して子育てできる環境整備の拡充を図ります。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図 3 3 施策の体系



(3) 主要施策

1) 保幼認小の円滑な連携・接続の推進

年間を通して計画的に、校区の園と小学校担当者とで接続期カリキュラムの見直しと次年度カリキュラムの作成を行います。その際、園は小学校の学習内容を、小学校は園の保育・教育内容を十分に把握し、連携してスムーズな接続に向けた方策を検討します。

【主な事業】

- ① 架け橋プログラムの実施

2) 中山間地域における園・学校づくりの推進

小規模校等が互いに交流を図り、様々な体験活動等を通して、園、学校生活・学習環境の充実を図ります。保・小・中・高合同運動会（祭）や中学校と追手前高校吾北分校生徒の異年齢・異校種間交流を行います。

地域を知る学習や地域の伝統文化を学び、継承し、郷土愛を培う心豊かな教育活動を行います。

ICT を活用し、個に応じた学習や他の学校・地域との交流を通して、子ども一人ひとりの個性を活かして、生きる力を育むとともに、郷土愛を育て地域に貢献できる子どもを育てます。

子育て世代が移住先として中山間地域を選んでいただく施策を町ぐるみで取り組み、学校、家庭、地域の連携による様々な教育活動を通して子どもの豊かな心を育みます。

山村留学制度をホームページで積極的に情報発信し、留学生の確保に努めるとともに、施設的环境改善を図ります。

【主な事業】

- ①中山間地域の園・学校の活性化

3) 教育関係施設の長寿命化・環境改善の計画推進

学校施設等の状況把握に努め、安全・安心に利用できるよう適切に維持管理を行い、中長期的な視点でトータルコストの縮減・平準化を図ります。

適正な時期に防水対策工事や外壁塗装を施工することにより、躯体の健全性を保ち、学校施設等の長寿命化を図ります。

計画的にトイレ洋式化や学校施設照明の LED 化を推進し、トイレ改修工事の際は、多目的トイレの設置についても検討します。

【主な事業】

- ①学校施設等長寿命化事業
- ②学校施設等環境整備事業

4) 休園・休校施設の利活用

老朽化の進行が著しい休園・休校施設は、防犯・災害時の崩壊等の観点から、用途廃止や除却・取り壊しを検討し、安全な環境づくりを推進します。

建物の健全性が確保され、利活用できる施設については、町全体の取組としてとらえ、庁内協議などを通して、民間活力の導入も視野に、有効な利活用を探ります。

【主な事業】

- ①休園・休校施設利活用事業

5) 学校 ICT 環境の充実

教員の ICT 活用指導力を向上させるため、教育研究所や、ICT 支援員による使い方の研修や、効果的な活用に関する情報共有研修を実施します。

ICT を活用した教育を円滑に進めるため、学校内のネットワーク環境や情報機器の整備に努めます。

【主な事業】

- ①GIGA スクール構想
- ②学校教育情報化推進計画

5

厳しい環境にある子どもたちへの支援の充実

関連する
SDGs



(1) 課題

- 不登校児童生徒への個別の支援に対応できるように、教育支援センターの職員の資質向上と施設活用の工夫を図り環境を整えることが必要です。
- 養育支援が必要な家庭は、複雑な背景が絡んでいることが多く、関係機関と連携し、専門的な支援を継続することが必要です。
- 保護者自身の生育歴や特性等により家庭の養育環境が不安定な状態である場合には、根本的な課題の改善が困難であることから支援が長期化する傾向にあるため、迅速な課題の改善が必要となります。

(2) 施策の方針と体系

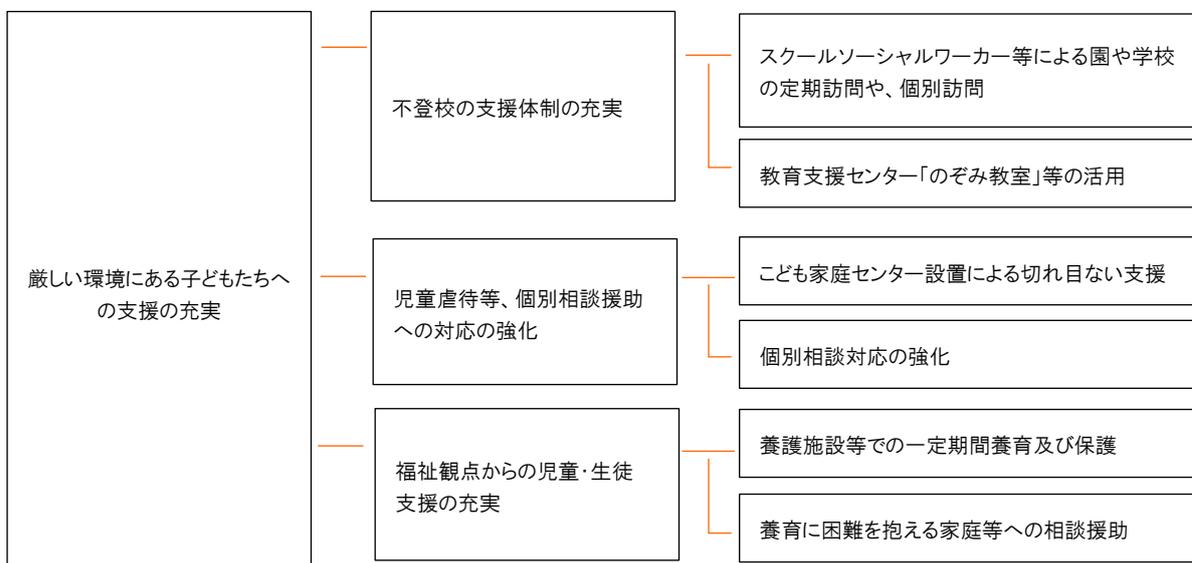
1) 方針

厳しい環境にある子どもたちの養育支援には、それぞれの状況に応じた適切な支援が切れ目なく継続的に実施されることが必要です。不登校支援や児童虐待防止の充実のために、教育支援センター「のぞみ教室」の支援体制の充実と「学びの多様化学校」との連携、令和7年4月設置の「こども家庭センター」における母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働、個別相談援助への対応の強化を行います。福祉・教育・医療・地域等が連携し、子どもたちへの支援の充実を推進します。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図34 施策の体系



(3) 主要施策

1) 不登校の支援体制の充実

スクールソーシャルワーカー等による園や学校の定期訪問や、個別訪問（支援会等）を実施し、子どもの状況を把握します。その情報をもとに相談支援チーム会で支援策の検討及び関係機関への情報共有を行うことで、子どもたちの課題の早期発見、早期対応に努めます。

学校、学級での生活に適応できず不登校傾向となっている子どもに対して、心理的、情緒的な不安を軽減し、様々な活動を通して社会性や自信を身に付けながら社会的な自立が図れるように「のぞみ教室」や「学びの多様化学校」と連携して支援します。また、家庭環境の面で困難さをもつ子どもの安心できる居場所として「のぞみ教室」の機能を活かします。

【主な事業】

- ① 厳しい環境にある子どもの早期発見、早期対応
- ② 教育支援センター「のぞみ教室」・「学びの多様化学校」との連携推進

2) 児童虐待等、個別相談援助への対応の強化

こども家庭センターの設置により、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援により児童虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目ない支援を行います。児童虐待の通告があった場合の即時対応、養育支援が必要な家庭に対する保健師・助産師による訪問支援など、適切な支援を実施できる体制を構築し、個別相談対応の強化を推進します。

【主な事業】

- ① 児童虐待への対応
- ② 養育支援訪問事業

3) 福祉観点からの児童・生徒支援の充実

家庭における養育が一時的に困難となった18歳未満の子ども及び、経済的な理由により緊急一時的に保護が必要となった母子を養護施設等で一定期間養育及び保護します。相談支援チーム等が連携し、養育に困難を抱える家庭等への相談援助を行います。

【主な事業】

- ① 子育て短期支援事業
- ② 相談体制の充実

1

地域との連携・協働体制の構築

関連する
SDGs



(1) 課題

- コミュニティスクールを運営していくうえで、各校で把握している人材などを共有できていないことから、各校の管理職と地域コーディネーター、また、地域コーディネーター同士が連携するための仕組み作りが必要です。

(2) 施策の方針と体系

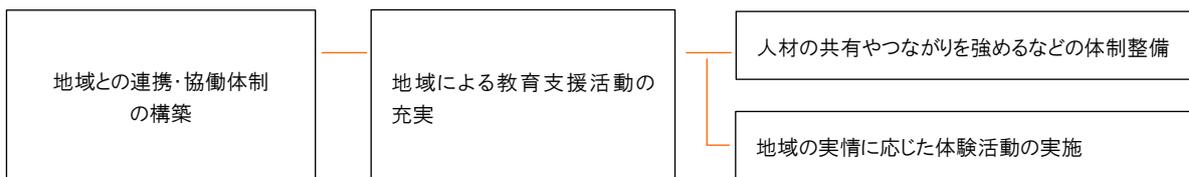
1) 方針

学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整え、学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進します。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図35 施策の体系



(3) 主要施策

1) 地域による教育支援活動の充実

学校運営協議会で話し合われた内容を地域学校協働本部で実行できるよう、各校で把握している人材の共有や地域コーディネーター同士のつながりを強めるなどの体制整備を行います。

町の豊かな自然環境と、幅広い経験を持つ地域の方々の地域人材や地元企業及び社会教育団体などの協力を得ながら、地域の実情に応じた体験活動を実施します。

【主な事業】

- ①学校運営協議会と地域学校協働本部の充実
- ②地域住民等による体験活動の充実



2

環境学習・環境教育の推進

関連する
SDGs



(1) 課題

- 地球温暖化防止に関する取組や廃棄物減量のためのリサイクル意識等、環境問題に対する関心に差があります。
- 人々が日常生活の中で自然に接する機会が少なくなっていることから、子どもたちをはじめとする町民が、幅広い活動を通じて、環境について学習する「環境教育」の取組の推進が必要です。

(2) 施策の方針と体系

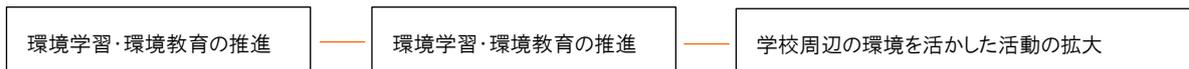
1) 方針

森林環境教育やそれ以外の活動において、地域住民が自ら行う活動及び幼児期から木と触れ合う「木育」への支援、森林環境譲与税の有効活用等を推進し、環境学習・環境教育の機会の拡大を図ります。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図36 施策の体系



(3) 主要施策

1) 環境学習・環境教育の推進

植林や間伐、木工教室など、学校周辺の環境を活かした活動を広げ、学習する場を設けます。

【主な事業】

- ①山の学習支援事業

1

伝統文化、文化財の保存・伝承活動の充実

関連する
SDGs



(1) 課題

- 人口減少や高齢化等で、後継者が不足し、伝統芸能の保護・継承が難しくなっているため、関係団体と連携を深め保存に努めていくことが必要です。

(2) 施策の方針と体系

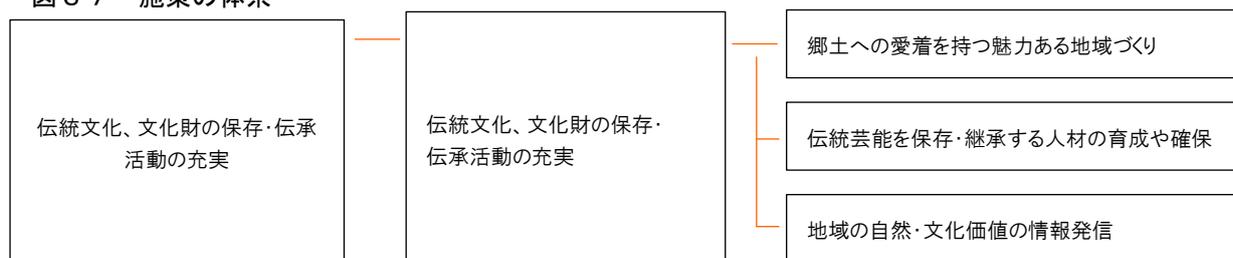
1) 方針

国・県・町の登録無形文化財7件のうち、「本川神楽」「梶本神社御神幸及び古代神事」の映像を記録メディア(DVD)に保存し、伝承活動に取り組む際に活用できる環境の整備や、伝統芸能を保存・継承する人材の育成や確保ができるよう組織のサポートを行います。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図37 施策の体系



(3) 主要施策

1) 伝統文化、文化財の保存・伝承活動の充実

町民が、伝統芸能や文化財に触れることにより、豊かな心を育み郷土への愛着を持つ魅力ある地域づくりを進めます。また、町内の文化関係団体等と連携し文化祭や各種イベント等を活用し、町民が伝統芸能や文化財に触れる機会を増やします。

貴重な伝統文化の継承や文化財の保護のため、イベント等での情報発信や学校の地域

学習等を活用し、伝統芸能を保存・継承する人材の育成や確保に努めます。

また、関係団体とも連携を図り、補助事業の活用等官民一体となって保存に努めます。
地域の自然・文化価値を情報発信し、地域の活性化につなげるように努めます。

【主な事業】

①文化財の活用・保護・環境整備



2

生涯学習の推進

関連する
SDGs



(1) 課題

- 人材バンク登録を推進し、人材情報の集約を行い発信することで魅力のある学びの機会を増やしていくことが求められています。
- 社会の変化や利用者のニーズに対応した柔軟な図書館サービスの展開が求められています。

(2) 施策の方針と体系

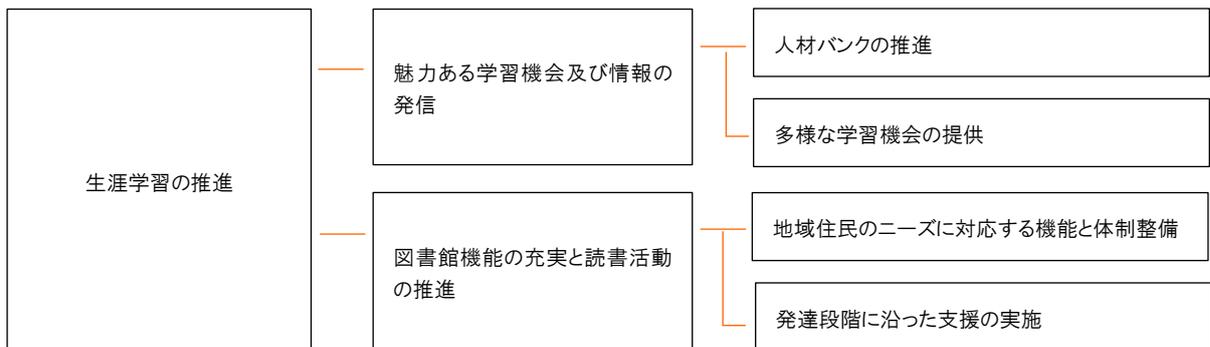
1) 方針

誰でも、いつでも、どこでも興味や必要に応じて学ぶことのできる環境を整備し、生涯学習に取り組む町民が学習の成果を活かして活動することにより、地域や家庭の教育力の向上を図る環境を整備します。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図38 施策の体系



(3) 主要施策

1) 魅力ある学習機会及び情報の発信

魅力ある学習機会を提供し、学校や庁内の各課等と連携を深めていくため人材バンクの取組を推進します。また、生涯学習講座、町民講座「いの元気塾」及び夏休み子ども教室を行い多様な学習機会の提供に努めます。

【主な事業】

- ①いの町学び場人材バンク
- ②生涯学習講座、町民講座、夏休み子ども教室

2) 図書館機能の充実と読書活動の推進

多様な資料の充実と図書館員の専門性の向上を図り、地域住民のニーズに対応できる機能と体制の整備に努めます。

子どもたちの読書習慣の形成と豊かな感性及び想像力の育成を図るため、ほけん福祉課、地域子育て支援センター「ぐりぐらひろば」、保育所・幼稚園・認定こども園、学校図書館などの関係機関やボランティアと連携し、妊娠期から中学生まで途切れることなく発達段階に沿った支援を実施します。

【主な事業】

- ①図書館機能の充実
- ②読書活動の推進

3

社会教育・社会体育の推進

関連する
SDGs



(1) 課題

- 芸術文化の振興や社会教育活動の活性化のため、各種社会教育団体（町連合文化協会・町子ども会連合会・町連合婦人会・町立小中学校 PTA 連合会・各伝統芸能保存会等）の活動支援等、今後も充実した社会教育活動ができるよう継続した支援が必要です。
- 地域の実態に応じて、幅広い年齢層の人が、身近にスポーツを楽しむことができるようにスポーツ指導者等の人材確保や、スポーツ活動ができる機会が必要です。

(2) 施策の方針と体系

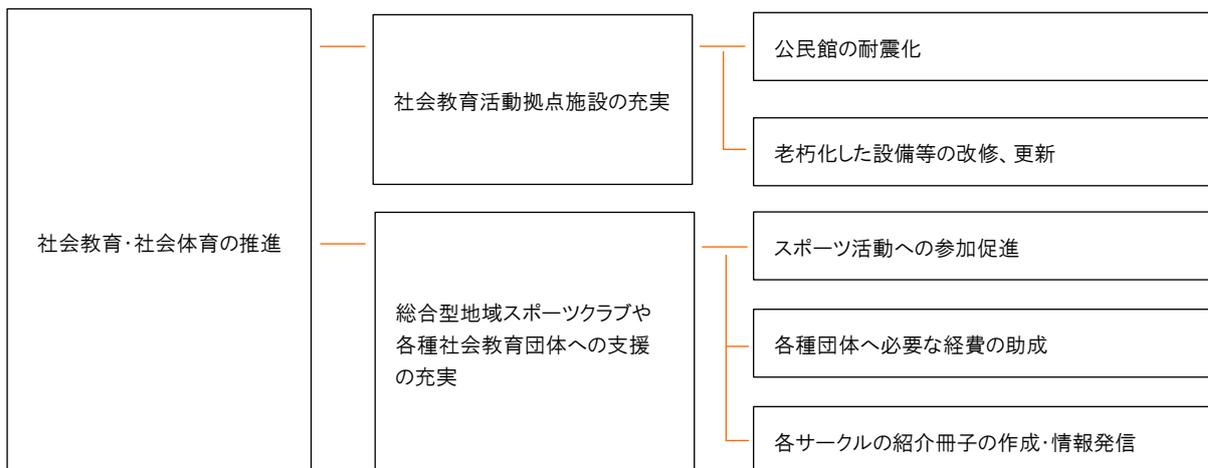
1) 方針

町民の誰もが、いつでも、身近なところでそれぞれの関心や技能に応じて様々なスポーツに主体的に参加することができるよう、総合型地域スポーツクラブをはじめとした各種関係団体の実施するスポーツイベント等の活動を積極的に推進します。また、公民館の耐震化等、より効率的で適切な施設の維持・管理を図ります。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図 3 9 施策の体系



(3) 主要施策

1) 社会教育活動拠点施設の充実

計画的に公民館の耐震化を推進します。町民同士が伝統行事・地域おこし・社会奉仕活動等を通じて交流できるよう老朽化した設備や備品類は計画的に改修、更新を行います。

【主な事業】

- ①公民館耐震化事業
- ②社会教育施設の適切な維持管理

2) 総合型地域スポーツクラブや各種社会教育団体への支援の充実

各種スポーツ・レクリエーション活動機会を提供する「総合型地域スポーツクラブ」をはじめとした団体に関する活動内容等を、積極的に PR しながら、スポーツ活動への参加促進を図ります。

町が主催・後援する各種スポーツ大会の充実に努め、幅広い年齢層の方がスポーツに親しむことができる機会を提供します。

今後も各種団体へ必要な経費の助成を行い、生涯スポーツ活動の充実や振興に努めます。

町立公民館やコミュニティセンターを中心に活動している、各サークルの協力を得て活動内容を記載した紹介冊子を作成するとともに、その活動内容の情報発信を行うことで活動の充実を図ります。

今後も各種社会教育団体へ必要な経費の助成を行い、芸術文化の振興や社会教育活動の活性化に努めます。

【主な事業】

- ①社会体育推進事業
- ②社会教育推進事業

第5章

住民と行政の連携・協働によるまちづくり
(連携・協働)



地域コミュニティの再生

関連する
SDGs



(1) 課題

- 高齢者の増加や核家族化の進行等の社会状況の変化により、地域コミュニティが衰退しつつあり、地域の活力と町民生活に深刻な問題となっています。コミュニティ意識の高揚や地域リーダーの育成が不可欠であり、町民相互の連帯感や郷土愛にあふれたコミュニティを地域の伝統や文化、行事等を通して守っていくことも必要です。連帯感と自治意識にあふれたコミュニティを再生し、地域の支え合いの仕組みづくりを整備することが急務となっています。

(2) 施策の方針と体系

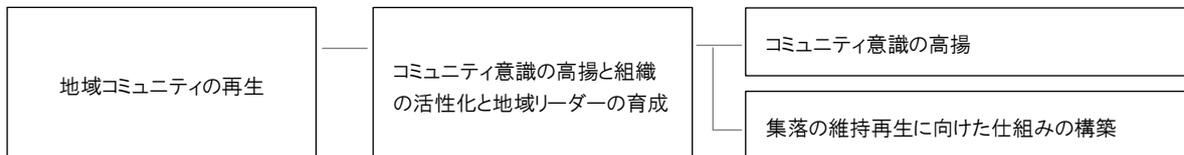
1) 方針

地域コミュニティの再生のためには、連帯感や自治意識にあふれた地域支え合いの仕組みづくりが必要です。そのために、コミュニティ意識の高揚と組織の活性化と地域リーダーの育成に努めます。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図40 施策の体系



(3) 主要施策

1) コミュニティ意識の高揚と組織の活性化と地域リーダーの育成

町民が地域に誇りと愛着を持つことができるよう、地域のことを知り学び、地域社会で活動する各種団体と連携を密にして、コミュニティ意識の高揚を図ります。

また、町民が主体となり集落の課題・魅力の洗い出し・将来像を話し合い、担い手の確保や活発な世代間交流、地域内外との交流など賑わいと魅力ある集落の維持再生に向けた仕組みの構築を推進します。

【主な事業】

①集落活動センター推進事業





(1) 課題

- 集会所や公園施設等の施設については、継続して健全な状態を維持し、十分な利活用が図られるよう、改修、改築、集約化、バリアフリー化等、利便性を高めるとともに、より快適で安心して利用できる施設が求められています。
- 使用頻度の少ない低未利用地で、民間事業者等が主体的に活動できる仕組みづくりを検討するため、社会実験を進めるとともに、官と民が連携するまちなか再生を推進する必要があります。

(2) 施策の方針と体系

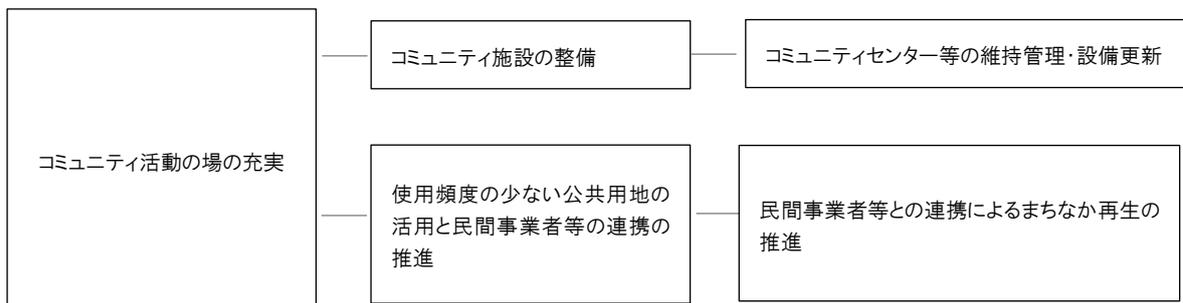
1) 方針

コミュニティ活動の場の充実を図るため、町有施設については、より安心して利用できる施設にするために、優先順位をつけて整備を行います。また、低未利用地で、民間事業者等が主体的に活動できる仕組みづくりを行い、民間事業者等の連携の推進を図ります。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図 4 1 施策の体系



(3) 主要施策

1) コミュニティ施設の整備

住民交流、まちづくりや自主防災活動等の地域活動拠点としてコミュニティセンターや集会所等の計画的な維持管理に努めます。また、各地域の既存施設等を積極的に活用します。あわせて、多くの町有施設がある中で優先順位をつけ、施設の長寿命化を見据えた設備更新を図ります。

【主な事業】

- ①集会所等修繕事業
- ②公園遊具撤去・設置・修繕事業
- ③コミュニティセンター施設改修事業

2) 使用頻度の少ない公共用地の活用と民間事業者等の連携の推進

使用頻度の少ない低未利用地で、民間事業者等が主体的に活動できる仕組みづくりを検討するため、社会実験を進めるとともに、民間事業者等のプレイヤー達が、町や国、公共交通事業者等と連携しながらまちなか再生の推進を図ります。

【主な事業】

- ①官民連携まちなか再生推進事業
- ②かわまちづくり事業
- ③都市構造再編集中支援事業

1

人権尊重社会の形成

関連する
SDGs



(1) 課題

- すべての人々の基本的人権が尊重されるよう、今後も各関係機関の連携をさらに強化し、人権尊重意識の普及・高揚を図っていく必要があります。
- 一人ひとりの人権を尊重し、自他ともにその人格を受け入れることのできる豊かな自尊感情を養う取組が求められています。

(2) 施策の方針と体系

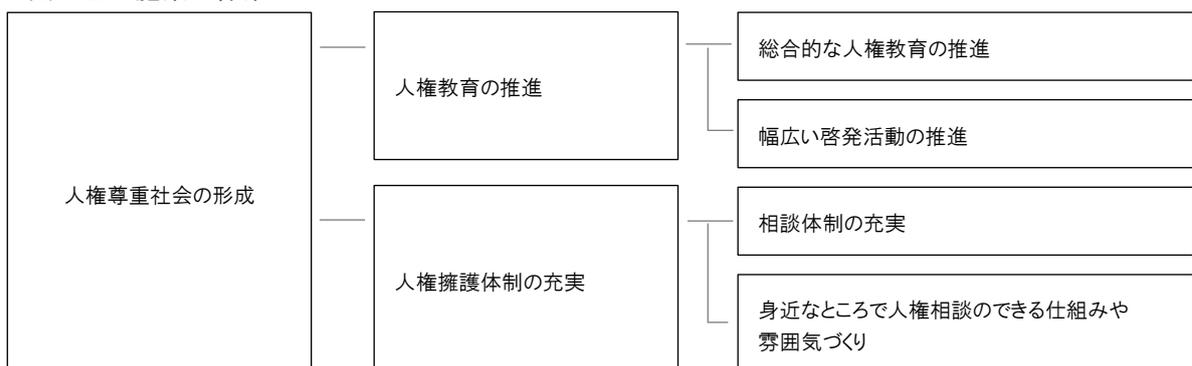
1) 方針

人権尊重意識の普及・高揚、自尊感情を養う取組推進するため、人権教育の推進と人権擁護体制の充実を図ります。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図4-2 施策の体系



(3) 主要施策

1) 人権教育の推進

人権問題については、町民一人ひとりが自らの課題としてとらえ、その解決に向けて行動ができるよう、学校教育や社会教育等との連携を図りながら、総合的な人権教育の推進を図ります。また、学校及び保護者への情報モラル教育推進に向けた取組を推進します。

町民一人ひとりの基本的人権が尊重され、様々な人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図るため、啓発行事や自主的な人権学習の取組への支援等、幅広い啓発活動を推進します。

【主な事業】

- ①人権啓発活動地方委託事業

2) 人権擁護体制の充実

各種の人権侵害に対応するため、人権擁護委員や関係機関、諸団体と協力して相談体制の充実を図ります。家庭や地域、学校、職場等、身近なところで人権相談のできる仕組みや雰囲気づくりを推進します。

【主な事業】

- ①保健衛生及び福祉活動事業

2

男女共同参画社会の形成

関連する
SDGs



(1) 課題

- 令和4年度に実施した意識調査の結果では、固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣習等が現在も残っていることが示されています。引き続き、一人ひとりの意識啓発が必要です。

(2) 施策の方針と体系

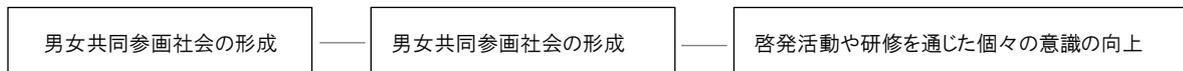
1) 方針

男女共同参画社会の形成を目指すため、男女それぞれの意識啓発を図ります。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図4-3 施策の体系



(3) 主要施策

1) 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会に向けた、啓発活動や研修を通じて、個々の意識の向上に努めます。

【主な事業】

- ① 男女共同参画推進事業

1

住民との協働

関連する
SDGs



(1) 課題

- 行政と町民の協働によるまちづくりの実現のために、政策形成段階から住民参画を推進し、住民合意を形成し、行政と町民が協働で実践していくことが重要です。その前提として、行政運営の一層の公正性・透明性の確保、行政情報の積極的かつ理解しやすい提供に努めるとともに、参画機会の拡充と併せて行政運営に参画することの重要性についての住民理解を得ていくことが必要です。

(2) 施策の方針と体系

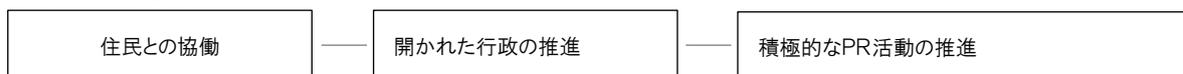
1) 方針

住民との協働を図るため、行政運営の公正性・透明性の確保し、行政情報の積極的かつ理解しやすい提供をすることで、開かれた行政の推進を行います。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図 4 4 施策の体系



(3) 主要施策

1) 開かれた行政の推進

町民の地域づくりへの関心が高まるよう、ボランティア活動や地域づくり活動、地域づくり研修、イベント等の情報を広報紙やホームページへ掲載する等、積極的なPR活動を推進します。

【主な事業】

- ①「広報いの」発行事業
- ②公式ホームページ保守管理



(1) 課題

- 人口減少対策、地域活性化において、町単独では対応が困難な課題やニーズがあり、より効率的・効果的な公共サービスを提供するためには、広域的な連携が重要です。
- 本町を流れる仁淀川の流域市町村間の広域的な連携による周辺地域を含めた活性化のための施策を、今後も積極的に取り組む必要があります。

(2) 施策の方針と体系

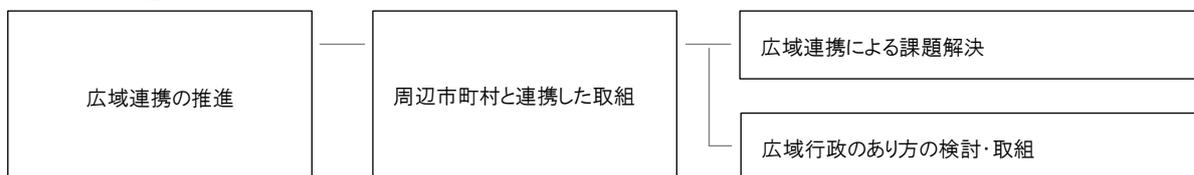
1) 方針

広域連携の推進のために、町単独では困難な課題・ニーズに対応し、周辺市町村と連携した取組を行います。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図 4 5 施策の体系



(3) 主要施策

1) 周辺市町村と連携した取組

土佐市及び日高村との連携のもと、既存の広域施策・共同事業の効率的な推進に努め、広域連携による課題解決を図ります。また、仁淀川流域自治体と連携し、今後の広域行政のあり方について検討し、それに基づく取組を推進します。

【主な事業】

- ①仁淀川広域市町村圏事務組合事業
- ②仁淀川流域交流会議事業
- ③仁淀川わくわく会議負担金事業

関連する
SDGs



(1) 課題

- 少子高齢化や地方分権の進展に伴い、住民ニーズは多様化・複雑化しており、効率的な行政運営や、行政の迅速かつ的確な対応が課題となっています。
- 社会経済情勢の変化やデジタル技術の急速な進展により、行政サービスの在り方にも変革が求められています。限られた資源を最大限活用し、住民サービスの質を向上させるためには、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が重要です。
- 町職員の資質の向上を図り、能力を最大限に発揮するために、職場内外での研修を積極的に実施することで社会情勢の変化に柔軟に対応できる町職員の成長機会を提供する必要があります。

(2) 施策の方針と体系

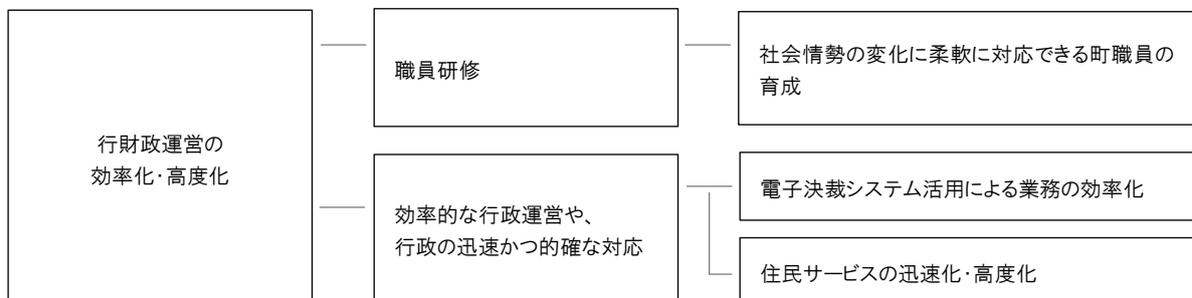
1) 方針

健全で透明性の高い行財政運営を行うため、職員研修を行い、社会情勢の変化に柔軟に対応できる町職員の成長機会を提供します。また、効率的な行政運営や行政の迅速かつ的確な対応が求められることから、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を図ります。

2) 体系

施策の体系は、下図のとおりです。

図 4 6 施策の体系



(3) 主要施策

1) 職員研修

職場内外での研修を積極的に実施し、社会情勢の変化に柔軟に対応できる町職員の育成に努めます。

【主な事業】

①職員研修事業

2) 効率的な行政運営や、行政の迅速かつ的確な対応

電子決裁システムの活用率を上げることで、業務の効率化を図ります。

デジタル技術を活用し、町職員の業務負担を軽減することで、住民サービスの迅速化・高度化を推進していきます。

【主な事業】

①行政 DX 推進事業



第6章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標1

産業活性化と安定した雇用を創出する

基本目標2

新しい人の流れをつくる

基本目標3

結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、
仕事と子育てが両立できる環境を整備する

基本目標4

ひとが集う、安心して暮らすことが
できる魅力的な地域をつくる

1 総合戦略の考え方

国においては、急速な少子高齢化及び人口減少に歯止めをかけるとともに、各地域において住みやすい環境の確保と持続可能な発展を目的に「まち・ひと・しごと創生法」に基づいた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26（2014）年（以下「総合戦略」という。））を策定されました。その後、令和元（2019）年には、総合戦略の枠組みを引き継ぎつつ、デジタル技術の活用をより推進するために、Society5.0の実現を組み込むとともに、SDGsを組み込んだ地方創生など、新たな視点を加えた第2期総合戦略が策定されています。

現在、我が国は世界的規模での新型コロナウイルス感染症等を経て、社会情勢や一人ひとりの生活様式に至るまで大きな変化の中にいます。今後、いの町においては、デジタルの力も活用しながら、地域が抱える問題の解決や魅力向上の取組を推進していく必要があります。そのために必要なデジタル実装の基礎条件整備等、今後、こういった分野や取組においてデジタル技術を活用していくか、計画の内容を深化させていくために、デジタル分野に関する施策も含んだ形で総合戦略を検討します。

国のデジタル総合戦略における考え方と施策の方向

デジタル実装の前提となる以下2つの取組（デジタル実装の基礎条件整理）を、国が推進し、地方のデジタル実装を下支えする方針です。

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

- ① 地方に仕事をつくる
- ② 人の流れをつくる
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 魅力的な地域を創る

(2) デジタル実装の基礎条件整理

- ① ハード・ソフトのデジタル基盤整備
- ② デジタル人材の育成・確保
- ③ 誰一人取り残されないための取組

2 総合戦略の達成により目指すもの

総合戦略の達成により、移住・定住、子育て、福祉、教育、暮らし、協働等全体を評価するとともに、魅力あるまちづくりを展開し、移住者やいの町ファンを獲得するとともに、町民の満足度向上につなげるよう施策を展開します。

3 総合戦略の計画期間

いの町第3次振興計画 前期計画の計画期間と整合性を図り、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 基本的な考え方(地域ビジョン)と進め方

少子高齢化及び人口減少問題に対しては、基本的に自然増減において「出生数の維持・増加を図る」とこと、社会増減において「転入者が転出者を上回る状況をつくる」の2点と考えます。

本町においては、移住に向けた各種施策を展開するとともに、町民が安全・安心に暮らしていける町を実現するために、デジタルの力を活用していきます。

これら取組の推進により、目標を実現していきます。

目 標	人口維持・増加、地方創生の実現
基本目標1	産業活性化と安定した雇用を創出する
基本目標2	新しい人の流れをつくる
基本目標3	結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、 仕事と子育てが両立できる環境を整備する
基本目標4	ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

- 総合戦略の目標は、今後5年間の施策実施により、人口減少に歯止めをかけるとともに、人口維持・増加を図っていくことです。本町においては、4つの基本目標で展開される各種施策をもって、「人口維持・増加」と「地方創生の推進」を実現します。
- この目標実現に向けて、各施策における「基本計画(前期)5年間において達成を目指す目標値」として重要業績指標(KPI)(以下「KPI」という。)を設定しています。
- 総合戦略に掲げた施策を着実に実施し、目標を達成していくために、PDCAサイクルに基づいた進行管理を行います。PDCAサイクルについては、実施計画の管理と併せながら検証を行っていきます。
- 総合戦略については、前期基本計画に含まれる内容であり、目標達成に向けてKPIの検証を図りながら、必要に応じて見直し、改定を図っていきます。

基本目標

1

産業活性化と安定した雇用を創出する

【農業の振興】

農地中間管理機構、農業公社、農業委員会と連携した農地の貸借・農作業受託の斡旋を促進するとともに、有害鳥獣対策を推進することで農作物の被害防止を推進します。また、継続的な産地提案型の担い手確保対策や、中山間地域で小規模な就農を目指す研修生への支援等を行い、農業の担い手確保の加速化を図り、新規就農者に対しては、いの町農業公社や高知県農業会議が実施する研修事業を活用し、育成を図ります。

【林業の振興】

森林の有する多面的機能の適切な発揮に向け、林内路網の整備を推進するとともに、間伐等の森林施業の集約化、高性能林業機械導入等による作業の効率化、林業経営体における人材の確保及び育成を重点的に支援することで森林資源と林業経営の持続性の確保を図ります。

【観光の振興】

本町の自然や歴史、文化、特産品といった資源を活かした観光ルート化及び体験メニューを創出します。併せて、分かりやすい観光看板の設置やパンフレットを発行し、インバウンド対策や観光ガイド・山岳ガイドの育成を図ることで観光案内機能・受入環境の充実を図ります。また、町単独でなく周辺市町村と連携した多面的な観光振興を図ることで、観光サービス産業の拡大を図ります。

【ものづくりや地元産業の振興】

県や関係機関と連携して企業の立地動向に関する情報収集に努めるとともに、遊休地、遊休施設等の情報提供を行うなど企業誘致活動の充実を図ります。進出企業に対しては、安定操業ができるよう初期投資等の負担軽減を図るための支援や、創業後のアフターケアの充実などを推進することで、雇用の長期安定・拡大及び所得の向上を図ります。

本町の基幹産業である製紙業については、雇用の受け皿として更なる発展が図られるよう、技術の高度化や消費者ニーズにあった高付加価値製品の開発、経営の合理化などをめざす積極的な企業の取組を、県立紙産業技術センターや産業支援機関、業界団体等と連携し支援します。

また、伝統産業である土佐和紙の魅力と土佐和紙の息づく地である「いの町」を発信するとともに、伝統と技術を守り、後世に継承し、より価値を高める取組を進めます。

1 具体的なKPI

以下に、「基本目標1 産業活性化と安定した雇用を創出する」における具体的な KPI を示します。

目標項目	基準値	目標値 令和11年度	単位
農業産出額	4億4,005(R5)	4億4,297	万円
新規就農者数	2(R5)	計画期間内累計20	人
原木生産量	2万2,458(R3次)	3万5,000	m ³
新規林業就業者数	2(R5)	計画期間内累計10	人
林道・林業専用道開設延長	累計3,843(R2～R5)	計画期間内累計3,900	m
観光消費額	6億2,956(R5)	7億8,158	万円

新規立地件数	0 (R5)	1	件
中心市街地 新規開業事業者数	2 (R5)	10	事業所
伊野製紙工業会会員の売上	230 (R5)	250	億円
紙の博物館(販売コーナー)売上	1,265 (R5)	1,700	万円
後継者育成事業研修生数	0 (R5)	2	人

※農業産出額 出典:生産者地区別販売品等取扱高実績表(高知県農協から提供)

※原木生産量 出典:高知県林業振興・環境部 高知県の森林・林業・木材産業

2 該当する事業一覧

以下に、「基本目標1 産業活性化と安定した雇用を創出する」に該当する事業一覧を示します。

章	節	項	事業名称
3	1	1 農業の振興	有害鳥獣対策推進事業
3	1	1 農業の振興	新規就農者の確保、育成事業
3	1	2 林業の振興	森林(もり)づくり交付金事業
1	1	2 水土保持の森林づくり	森林整備緊急対策支援事業
3	1	2 林業の振興	林業労働力確保育成支援事業
3	3	1 観光の振興	仁淀ブルー観光協議会運営事業
3	3	1 観光の振興	新しい地方経済・生活環境創生交付金事業
3	2	1 商工業・サービス業・伝統産業の振興	企業立地促進事業
3	2	1 商工業・サービス業・伝統産業の振興	商業活性化事業
3	2	2 伝統産業の振興	後継者育成事業

基本目標 2	新しい人の流れをつくる
-----------------------------	--------------------

新しい人の流れをつくるためには、いの町を知ってもらい、関心や関わりを持っていただき、移住先の選択肢として「いの町」を選んでいただく必要があります。そのため、いの町の暮らしの情報をホームページや高知県の取組と連携して発信し、移住を検討してもらうきっかけづくりを行います。

また、移住希望者に対するきめ細かな相談体制を整備し、住まいの確保、人口の流入促進・流出抑制を目的とした様々な支援事業を実施することで移住定住促進を図ります。

1 具体的なKPI

以下に、「基本目標2 新しい人の流れをつくる」における具体的な KPI を示します。

目標項目	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度	単位
県外からの移住者数	24	34	人

※目標値は、高知県人口減少対策総合交付金 事業計画(数値目標)から

2 該当する事業一覧

以下に、「基本目標2 新しい人の流れをつくる」に該当する事業一覧を示します。

章	節	項	事業名称
1	2	2 住宅の整備	移住・定住促進事業
1	2	2 住宅の整備	奨学金返還支援事業
1	2	2 住宅の整備	若者就業・定住促進事業
1	2	2 住宅の整備	住宅取得奨励金事業
1	2	2 住宅の整備	中間管理住宅整備事業
1	2	2 住宅の整備	町営住宅改修事業

基本目標 3	結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、 仕事と子育てが両立できる環境を整備する
-----------------------------	--

誰もが希望の時期に子どもを産み育てやすい環境づくりに向けた妊娠、出産、子育て支援に加え、それ以前の段階である出会いや結婚への支援を行い、各ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

併せて、多様なニーズに対応した保育サービスや放課後の学びの場を充実させ、誰もが働きながら安心して子育てができる環境づくりを推進します。

1 具体的なKPI

以下に、「基本目標3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、仕事と子育てが両立できる環境を整備する」における具体的な KPI を示します。

目標項目	基準値 令和5年	目標値 令和11年	単位
婚姻件数	57	65	件
出生数	75	106	人

※婚姻件数の目標値は、高知県人口減少対策総合交付金 事業計画(数値目標)に、出会いのきっかけ応援事業と結婚新生活支援事業費補助金事業による効果を加算

※出生数の目標値は、令和5年出生数に目標出生数31人を足したもの

2 該当する事業一覧

以下に、「基本目標3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、仕事と子育てが両立できる環境を整備する」に該当する事業一覧を示します。

章	節	項	事業名称
2	2	1 出会いの場の創出・結婚支援	出会いのきっかけ応援事業
2	2	1 出会いの場の創出・結婚支援	結婚新生活支援事業費補助金事業
2	2	1 出会いの場の創出・結婚支援	出会いマッチング応援事業
2	2	2 母子保健サービスの充実	こども家庭センター事業
		3 子育て支援体制の充実	
4	2	2 子どもたちのよりよい育ちへの支援の充実	
2	2	3 子育て支援体制の充実	地域子育て支援拠点事業

基本目標

4

ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

人口減少、少子高齢化が進み、地域生活を支える生活基盤や地域コミュニティの維持が困難になりつつあり、さまざまな課題が出てきていることから、地域の支え合いを再構築していく必要があります。

そのため、町民が主体となり、地域の将来像を話し合い、賑わいと魅力ある集落の維持再生に向けた取組を行う集落活動センターの開設・運営を支援します。また、小規模で多機能な高知型福祉の支援拠点となるあったかふれあいセンター事業を充実させ、子どもから高齢者まで誰もが集える居場所を提供します。

また、中心市街地の魅力の再生・創出に向け、魅力ある新規店舗や既存店舗の経営改善、スムーズな事業継承などの支援策を展開し、官民連携してひとが集うまちを目指します。

1 具体的なKPI

以下に、「基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」における具体的な KPI を示します。

目標項目	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度	単位
集落活動センター開設数	2	3	か所
あったかふれあいセンター 拠点	2	2	か所
あったかふれあいセンター サテライト	3	3	か所
中心市街地内商店街 新規開業事業所数	2	計画期間内累計10	事業所

2 該当する事業一覧

以下に、「基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」に該当する事業一覧を示します。

章	節	項	事業名称
5	1	1 コミュニティの育成	集落活動センター推進事業
2	3	3 地域福祉の充実	あったかふれあいセンター事業
3	2	1 商工業・サービス業の振興	商業活性化事業
5	1	1 コミュニティの育成	官民連携まちなか再生推進事業
5	1	1 コミュニティの育成	かわまちづくり事業